

平成28年3月

中札内村議会定例会会議録

平成28年3月11日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育長 上松丈夫君
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 火山敏光君 総務課長 阿部雅行君
住民課長 山崎恵司君 福祉課長 高島啓至君
産業課長 成沢雄治君 施設課長 大和田貢一君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

日程 第 1

一般質問

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

お諮りをいたします。

本日の一般質問については、議事の都合により、一部、時間を変更し、午前10時から3名の方の質問を行い、残り2名については、夜間議会ということで、午後6時から再開したいと思っております。

このことについて、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の一般質問は、一部、時間を変更して実施することに決定をいたしました。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋和雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いいたします。

順次、質問を許したいと思います。

最初に、4番中西議員、お願いいたします。

○4番（中西千尋君） それでは、質問させていただきます。

まず、全国絵画公募展終了後のアートの村として、今後の取組みと絵画作品の活用と所蔵作品の保管について、お伺いしたいと思います。

花と緑とアートの村のキャッチフレーズのもと、中札内村北の大地ビエンナーレも第10回を終了し、20年余りにわたった本村の全国への発信と認知につきましては、9月の定例議会において、村長並びに教育長から報告がございました。

その中で、少し時間をもらい、新たな事業を検討するとのことでしたが、28年度で何らかの取組みは考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

併せて、大賞をはじめ、優秀賞、買い上げ賞について、また、その他の作品の今後の活用と管理、保管場所について、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長、お願いします。

○教育長（上松丈夫君） 全国絵画公募展終了後のアートの村として今後の取組みと絵画作品の活用と所蔵作品の保管についてですが、北の大地ビエンナーレとして20余年もの長きにわたりご協力をいただいた実行委員の皆さま、審査委員の先生、六花亭をはじめ、共催、協賛、後援をいただいた団体等、そして全国から応募してくださった多くの作家の皆様のおかげで、アートの村、文化の薫り高い村として全国にその名を広めることができました。

この文化事業により、対外的な発信力が高まり、イメージアップにより、村に住みたいという気持ちを持たれた方もいらっしゃる、村のブランドイメージ向上に大きく貢献したものと考えております。

これまでつくり上げてきたイメージを持続していくためにも、この魅力を発信する事業を継続することとしたところであります。

具体的な事業については、これまでの手法にとらわれず、一旦リセットして、一から検討することとしますが、これまでの絵画の公募展方式も含めて、内容や方法について平成28年度に調査検討を行う考えであり、教育費の予算の中に調査等に必要な旅費を計上しており、具体的には新年度に入ってから動き出しになります。

所蔵作品についてですが、第10回までの買い上げ作品59点は、文化創造センターギャラリーに展示していくことは、これまでと変わりません。

常設展示以外の活用は、村民や団体の方々のご協力もいただきながら、多くの人に鑑賞してもらうため、「回顧展」の開催や、受賞作家との貴重なご縁を生かして、ご協力をいただけるのであれば、受賞作家の作品を集めた展覧会などが企画できればと考えています。

また、関連事業として川越市呼友館のご協力で故坂口國男氏、吉崎道治氏、栗原一郎氏、木田詩子氏の展覧会が開催されましたが、このほど作家の皆さまからの過分なるご厚意により、素晴らしい作品が村に寄贈されることになりました。

寄贈される作品の展覧会を、5月下旬から7月上旬ごろにかけて開催を計画していますし、展覧会後は文化創造センターギャラリーに常設展示することとしていますので、これらの作品の展示により文化創造センターギャラリーの魅力は大きく向上しますし、活用についても考えていきたいと思っております。

管理については、作品は貴重な財産ですので、現状の施設と体制により適切な管理を行っていきます。展示する作品以外の保管場所については、現状の文化創造センター内以外に適当な施設がないため、ベストではありませんがこれまでどおりの管理を続ける考えであります。

さらに、今後の事業で作品が増えた場合は、2階の物品庫で一定数の作品の保管は可能であると考えています。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） ただいま、教育長から縷々説明をいただきました。

今後の取組みということで、次年度、予算が計上されておることとありますけれども、詳細予算、東京での先生方二人、今後、関係をしていただく方との打ち合わせ等々の旅費ということではありますけれども、28年度、わかりました。

その以降については何かお考えがあるか、再度お聞きいたします。

29年度、例えば、最短でいきますと、28年度に調査をし、縮小されるなり何なり、形が変わるにして、29年度から動きがなければ、何か続いていることにはならないかと思っておりますけど、何かお考えがあれば。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 先ほど、教育長の答弁にもありましたように、28年度に調査検討を行って、早ければ29年度に、例えば、公募展方式を選択するのであれば、公募・募集の期間になるのかなと思っております。従来方式で考えると、スケジュール的には、28年度に調査検討、29年度に募集、30年度に審査・展覧会というような流れが最短の流れというふうに考えておりました。

ただ、何をやるかによっては、少し時間が必要なものもあるかもしれませんでしょうし、ビエンナーレなのか、あるいはトリエンナーレなのか、あるいは毎年開催なのかということもありますので、それも本年度、調査検討した上で、方向性を決めていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） それでは、今お聞きいたしましたことに関しましては、縷々という形で、最短でということでお進めいただければと思いますけども。

次に、もう1点、今までビエンナーレが買い上げをしました作品59点が村の財産としてあるかと思えます。

大賞をはじめ、優秀賞、それから、その年によっては村長賞という賞を買い上げておりますけれども、その他、村内作家の作品も含めて59点、54点に、当初、雑誌の美術の学生たちが来られて、村内を書いた作品が5点ありますので、合せて59点かと思えますけども、それらの展示は縷々文化創造センター、また、道の駅等々でなされておりますけれども、それらの保管場所、回答いただきましたけれども、もう一考なされることが可能かどうか、お聞きいたしたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） もう一考というのはいろんな考え方があると思うのですが、中西議員、具体的に、こんなことというのは現時点であるのでしょうかね。

いろんな方法ありますから。一考というのは。

ちょっともしお考えがあれば、具体的なものが出れば、それについてということでお答えできるかと思えますが。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 的を得ませんで申しわけございません。

その作品の保管の件ということで、今現在は文化創造センターのホワイエ、それから、コンサート会場に入るところに1カ所。

それから、早くは、ずっと向こう側のトイレの横側にも1回納まっていたことがあるかとは思いますが、非常に狭い場所でもあります。

この59点全部は、展示もしておりますので、全部がそこに入っていることではないのですけれども、非常に環境的に湿気の多い、今残ったものが納まっている場所は湿気の多いところかとは思いますが、そこらの、ほかの場所が、先ほど教育長が言われたように、管内にあるのであれば、そちらへのお考えが早急に考えられるのかどうか、お聞きいたしたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 確かに今ご質問にありましたように、空調あるいは温度管理、それから広さの面で、常設展以外に、企画展などがあった場合、あるいは、文化祭などがあった場合に、一度作品を下げなければならぬといったときに、保管するには確かに狭いと思っております。

ご質問の通りだと思います。

ただ、既存の公共施設の中で、絵を保管するのにふさわしいスペースの確保と、それに適した環境の場所が、現段階では見当たらないということで、既存のように、文化創造センター内で何とか、臨時的には適正でない場所に保管せざるを得ない時期もあるかもしれませんけれども、新たな建てるということにも、財政的な問題も含めてならないと思いま

すので、文化創造センター内での、できる限りの適切な管理に努めるということしかないので、かなと考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） それでは、もう1点。

先ほど、ご答弁の中でした、今後、いろんな形の回顧展、それから、事象作家との事業展開等をお聞かせをいただきました。

ここに答弁なされましたように、数多くの作家の方々から、金額にすると非常に高額な作品でもございます。

ご承知のように、1点1点につきましては非常に、村の財産としてはお金に換算するのが非常に難しい作品ではありますが、1点数百万円以上ものが数多くあるわけでもありますけれども、今後も含めて、もしそういう中でいろんな交流ができました折、この村のアートの村としての全国発信に共鳴した作家の方々が、もし、作品を当村に寄贈したいということがあれば、それらも引き受けていただけるのかどうか。

管理の状況もございます。

非常に管理場所がということでご答弁いただきましたが。

そこらをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） この先どうなるかちょっと見通しができないのですが、今のこの管理する施設の中で、村民にとっては鑑賞機会増えますから、いっぱい来ることが望ましいのでしょうか、その絵はやっぱり今後の作品を、寄贈なりしてくれる人たちの考え方よく相談しながら進めていかなければ。

今の時点では想像つかないです。

対応はしていかなければならないとは思いますが、いろんなことの観点から鑑みて、適切かどうか。

村の理事者等とも相談しながら進めていかなければならないことではないかなというふうには思っています。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今、教育長からのご答弁ございました。

村理事者としてのお考えがありましたら、村長お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 大変ここまで、ビエンナーレをやっていたことで非常に交流も深まりましたし、もともと震災でおられた方からの寄贈もいただきましたし、ここに書いてあるようなことで、実行委員長さん前にしてあれですけども、そういった活動が広がって、大変大きな財産として、ご寄付の申し出がございました。

もとを言いますと、やっぱりビエンナーレの活動から広がって、直接ビエンナーレの審査会ということではなくて、非常に広がりを見せていることは、活動として大変喜ばしい点あります。

ただ、一つ、先ほど、前段のやり取りの中で、いわゆる作品の保管というこういったことを考えると、より、今展示していること自体も、私はちょっと専門的にわかりませんが、時間がかかることとどうなのかという、劣化というのでしょうか。

そういうことも心配です、いわゆる今ご質問にありましたように、盗難等も、決して安全な場所に展示をしているというふうには思われないものですから。

そんなことをいろいろ考えると、今のビエンナーレの関連については、この後、5月に寄贈、今書いてある方から寄贈されて、一応の区切りをつけたことなものですから、1回そういったことは、お付き合いとして止めるという言い方おかしいのですが、一つの区切りと、そちらもさせていただいて、今、教育委員会の方から答弁しましたように、次のまた、展開の中で、そことまたあるかもしれませんし、どういう選択するかは今決まっておられませんので。

ただ、ここまで築いてきたものを大事にしながらということはもう原則ですので、その時点で、やはり展開を見たいというのが正直で、寄贈のことがどんどん広がるとすると、村の責任として、教育委員会も含めて、その作品に対する失礼があってもならないというこんなことが頭巡っておりますので。

前後しますけど、一度区切りを付けることが良いのではないかというふうに私も考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） それでは、次の質問に移らせていただけてよろしいですか。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

高齢者生活福祉センター運営事業に関して。

本村では、「住んでみたい・住んで良かった・そして住み続けたい」との、第6期中札内村まちづくり計画に基づき「中札内村総合戦略」が策定されました。

その中で、特に移住定住の施策「住んでみたい・住んで良かった」に、これに関しましては、充実の取組みがなされておりますが、もう一方 超高齢化が進む中で、今まで長年本村に住んでおられる高齢者の方々の本村に「住み続けたい」という願いに対して、新たな取組みはなされているのか。

併せて、生活支援ハウスいちげ荘の入所の基準の見直し等は考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長、答弁をお願いします。

○村長（田村光義君） 1点目の高齢者の方々が、本村に住み続けたいとの願いに対する「新たな取組みについて」であります。28年10月から一般市民を含め無料で利用可能な「コミュニティバス」を導入し、市街地巡回なども含めた運行により、新たな外出支援の一助として実施する考えであります。

また、本村に住み続けたいと思っていただくためには、高齢者自らが生きがいをもち、さまざまな社会活動に参加できる環境づくりが、重要なテーマと考えております。

国の介護保険法改正に伴い「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進」が、地域の実情に応じて取組み可能な「地域支援事業」として位置づけられましたので、本村においても事業の推進体制強化と新規事業の展開が必要となっております。

この地域支援事業では、「生活支援・介護予防サービスの体制整備」の中で、元気な高齢者がサービス提供者（地域の担い手）として活動いただくことも、取組みの一つとして考えております。

これらの事業開始の期限は平成30年度までとされておりますので、高齢者が生きがいをもち、元気で活躍できる場の確保など、今後具体的に検討を進めてまいります。

2点目の「生活支援ハウスの入所基準の見直し」についてですが、利用対象者の基準は、国が示す要綱とほぼ同様としており、概ね60歳以上で、高齢等により独立した生活に不

安のある方で、「ひとり暮らしの方」「夫婦のみの世帯である方」「家族による援助を受けることが困難な方」のいずれかに該当する方としております。

入居申請いただく際には、「自立した生活が可能な方」を対象としておりますが、特例的な措置として入居後において虚弱等により介護審査を受け、判定結果が要支援1、2の段階までは継続して入居可能としております。

なお、認知症を含め、共同生活を営む上で特別な支障が認められる場合は、入居を解除するケースもあります。

生活支援ハウスは、自立して生活を送る他の入居者への影響を第一に考慮すべき施設と考えておりますので、現段階では基準の見直しは考えておりません。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） ただいまご答弁をいただきました。

4,000人の村で高齢者率が27.9%、28%。

これは年々1%ずつ、0.5%以上1%ずつ上がっていく今後のことも鑑みて、今、ご答弁をいただきました高齢者の関係の分につきましては、30年からのいろんな動きがあるかと思えます。

その件とは別の、もう一つ、今申しましたいちげ荘の件で再度ご質問をさせていただきますけれども、今ご答弁をいただきましたように、いちげ荘の入所規定は当村の規定で決まっておりますけれども、国の規定の下の各自治体での決めではありますが、今申されましたように、自立のできる方、それから、その入所の中で、要支援1、2までは入所可能ということではありますけれども、それ以上の方についての入所。

どうしても介護度が付いた場合の入所の件について、再度お聞きをいたします。

ここでは、現段階では基準の見直しは考えておられないということではありますけれども、先ほどの高齢化を踏まえて、他町村では、このところが、それぞれの行政に任せられていて、要介護1ぐらいまで、2まではちょっと無理かというところもありますけれども、1の方も継続的に入所可能というところがございます。

今まで、当村において、いちげ荘から退所しなければならない方が近年何名かおられました。

その方は、村内には残られなくて、他施設へ移らなければならない経緯がございました。

この入所可能のところ、要介護1になった場合、再度、入所継続ができるような施策、村の規定が設けられるかどうか、再度お答えください。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 具体的に要介護1の場合というご質問でした。

ただ、もう少し戻ると、この施設のやはり立場といたしまししょうか、目的といたしまししょうか、結果として、その後状況が悪くなった方の要支援の話はさせていただきました。

それがもう一段階、要介護1、2それぞれ、場合によっては悪くなれるところと、このいちげ荘との区分分けというのはどこか、状況としてわからないという意味ではありません。

このいちげ荘は、あくまで介護保険制度の中の施設ではありません。

いわゆる村が基準に則って設置をしているということで、ちょっとあれですけど、運営のことも丸抱えでやっているということが一つありますし、そういうふうになっていった方のことについては、介護保険で認定がされるわけですから、そこでその方にとって一番どれがいいかというもう一つの手続きからいって、現状として、次、すぐ移れないとか

いろんな事情があると思いますけども、このいちげ荘、どんどん拡大するということは、その区分を段々取るということは、介護保険適用事業所のようないわゆるスタッフを持って、そういった施設改修も含めて考えなければならないというこういうところにあると思いますので、今、担当からもちょっと、具体例もおっしゃっていましたが、聞いておりました。

ここの要支援1、2ぐらいまでが、現実的な現段階で対応だというふうに私ども考えているものですから、先ほどのような、見直しでどんどん、1、2の人を受けているということではないのですね。

そこを区分、まずしなければならぬだろうということに変わりがないという意味です。

ただ、現実として、これはちょっとこの問題とは違うのですけども、要支援1、2というものが、非常に国の動きの中で、今後どうしていくのかというのは、横で、このいちげ荘がという意味ではなくて、段々足切りがされていることで課題だということも一つありますし、施設等の状況から言うと、そこで悪くなったから次にすぐあるかどうかという、こういう違う介護保険制度の中の問題もあることは十分わかっておりますので、今回、このことについては、なかなか、そういった形でやることは、やはり持ち分としてちょっと違うのではないかとというふうに考えておりますけども、課題となるべきことについては、これはまた、支援センター含めて検討して、当然、いろんなサービスを提供いただいているポロシリ福祉会、あるいは、ないものについては、近隣から提供いただける所と、これはケアマネージャー通じて検討すべき事項だというふうに、ちょっと、区分分けをして考えていただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今、村長からのご答弁をいただきました。

課題があるというところ踏まえて、今後考えていきたいということではありますけども、要介護1、2の方の居場所づくり。

特養が当村にありますけれども、特養へは、一応、要介護3以上の入所規定になってございます。

特例で、今申しましたように、要介護1、2で入所、村内の住人につきましては、1、2入所可能という特例はありますけれども、今申されましたように、要支援から要介護に変わった方々、居場所づくりを本当に早急に考えていかななくてはならない。

自宅に居れないから、施設に入所。

その施設が介護度の関係等々で、また、どこかほかへということであれば、当村におれなくなる状況が目に見えて進んでいくことかと思っておりますので、今ご答弁をいただきましたように、この件に関しては、早急に何か新しく取組みをしていかなければ、先ほど申しましたように、住んで良かったまではいいです。

住み続けたいという願いの中での考えが、ちょっとほしいのではないかなというふうに思いますので、早急に、この課題について、ありと調べておられることでありますので、進めていただければと思うところであります。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見、よくわかっておりますし、実態的にも報告、先ほど言いましたように受けておりますので。

ちょっと言いますと、流れとしては、本村としてできたなというふうに、変な言い方ですけど、いわゆる家庭から順番にあるというふうに思ったのが、こういった国の動き、財

政的な面から、いわゆるまたはじき出されると。

原則的には、自宅で、在宅でということは根本としてあるのでしょうけども、現実の問題として、やはりこういうことが生まれておりますし、先ほど、中西議員おっしゃられたいわゆる運用の中でやっている部分も、段々、経営という問題も含めて、いろんな問題が、3になると発生しますし、先ほどの論議では、要支援の分の話でしたし、そういったことを総合的に、今見直す時期が、29年に向けて、毎年というか一定の期間でいわゆる見直しをいただいて、委員の皆さんから、本村におけるそういった介護の在り方、保健の在り方、やっている中に、実態もつぶさに報告をしながら、その検討をさせていただいて、どこまでやれるか。

あるいは、国として制度的にそういったフォローができるような制度をつくるのかどうか。

そういったことも見極めながら、その中で、ぜひ検討いただいて、可能なものについてはやっていきたいということだけ申し上げたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） それでは、これで中西議員の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 次に、通告順に行きます。

1番北嶋議員の一般質問に移らせていただきます。

○1番（北嶋信昭君） それでは、許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

公営住宅の駐車場整備についてです。

近年、建設されている公営住宅には駐車場が整備されておりますが、既存の公営住宅には駐車場が整備されておらず、入居者は車の駐りに苦慮しております。

特に、中札内団地では隣接する農協倉庫や運送会社の空き地、旧高校周辺を駐車場として利用しております。

また、その場所に駐車できない車は路上として、除雪の妨げや急な子どもの飛び出しなど危険な状況です。

最近では1世帯に2台以上の車を所有している入居者もおり、駐車スペースの確保等に入居者は不便を感じております。

このような状況にある既存の公営住宅への利便性向上も含め、駐車場整備についての考えを伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長、答弁お願いいたします。

○村長（田村光義君） 公営住宅の駐車場整備についてですが、昭和の時代に建設された多くの公営住宅は、公営住宅法の整備基準で駐車場整備の概念がなく、本村の村営住宅ではオープンスペースを設け、車庫の建設や駐車スペースとして提供している状況にあります。

中札内団地は、団地内に1世帯に1台規模の駐車スペースを設けており、2台以上所有している入居者は、住宅周りや物置横のスペースを利用して駐車している実態であると認識しております。

村営住宅敷地内では、1世帯2台規模の駐車場を提供することは、スペース的に困難な状況ですが、中札内団地は、駐車スペースに空きがある現状ですので、活用いただければ改善につながるものと考えられます。

また、路上等への駐車につきましては、公営住宅だよりなどを通じて、注意喚起を行っ

てまいります。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今、答弁ちょっと前向きでないということが感じるのですが、昔はそういう時代であったかもしれないけども、例えば今、中札内団地を中心に言っていますけども、ほかの団地もそうなのですよ。

住宅があって、倉庫があって、そしてその横を車通って、その入り口の横に車を止めておくという状態で、それは2階建てのところは止められないのですよね、そういうところは。

それで、中札内団地に関しては、ほかのところもそうなのですが、倉庫が残っていたり、車庫がまだ残っていたり、使用されていないところがあるのですよ。

そういうことも含めながら、大変不便なのですが、これを見ると、また、公営住宅だよりによって注意しますみたいなことで、そんなことを聞きたかったのではなくて、何とか前向きに整備をすると。

特に中札内団地に関しては、場所がたくさんあるわけですよ。

それと、夏になると、小麦の車が通ったりとか、常時農協の倉庫に、裏口から車が入ったりとか、運送会社は常時あそこ通っていますよね。

いつも通るたびに危ないと感じているのですが、今まで苦情がなかった、事故がなかったのが不思議なぐらいな状態なのです。

そんなことで、できれば、こういう答弁書でなくて、前向きにやっぱり1回調査をしていただいて、来年度に向けて、やっぱり前向きに考えていただくと。

そうしないと、これから本当に、2台以上ですからね。車が段々。

それで、特にこのごろ、農家の若い人たちが公営住宅に入るのが多くなってきてはいますが、それで、2台3台という時代ですけども、トラック止めるところまでつくれとは言わないですけども、何とか前向きでそういうものをしていただかないと。

昔のこういう決め方とは違って、また中札内は中札内なりに、そういうものに前向きに考えていただきたいのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、特に冬場のことの質問かなということで、私も見てきましたし、担当課もチェックをして、夏であると、良い場所かどうかはちょっと、言い方変ですけど、近いかどうかはあるのですが、十分入るスペースはあの周りにあるという認識はしております、それは公営住宅を入られた方が2台ぐらいであれば、それぞれ置けるのではないかという認識はしています。

ただ、今、冬場を見ますと、車庫を持っておられる方のスペースやら、雪を押しているスペースやらで、夏から見れば半分以下ぐらいしか置けない状況で、ご質問にあったように、道路の方に置いておられる方もいるのかなというふうに思います。

それで、まず一つは、道路のことはもう、モラルというか喚起するしか、強制力あるわけではありませぬので、それで一番最後に、公営住宅だよりということと、それと、今、北嶋議員ご質問のように、他の周りに公共用地もあるものですから、もし、一度この48戸の方と、全部と話すということではなくて、アンケートでも何でもいいのですが、そういった意向があって守られるのであれば、そこを共同で提供して、冬場、例えば、お金を出し合っていて、除雪をすることで、確保ができる場所がありますので、そういう話し合いはやぶさかではありません。

ただ、どこかのスペースにどうぞということまで、今、ああいうふうな形に、建物が

建ち、車庫があり、物置がありというところで、望まれるような形というのはなかなか難しいのかなというふうに思いますので、一度この入居されている方と、本当に、誰もが冬ですので近くに置きたいという心理から、今心配されるような置き方があるとするれば、話し合っただけで、少し道路挟んだ側に用地を提供しますのでというようなこういう具体案も話し合ってみたいなど、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） そういう答弁であれば、これ以上何も無いのですが、今、中札内団地を例に挙げましたが、ほかの団地に関しても、かなり2台車置くようなスペースがないところがあると思うのですよね。

それで、やっぱり全体の住宅をいろいろ、今村長言ったように、聞いて歩いたり、いろんなアンケートを出して調べていただいて、やはり近くに空き地があったり古いものがあるれば、それは必要なか必要でないのかということも調べていただいて、やっぱりそれを前向きの形の中に、不便のないような形と危険のないような形の中で整備していただければ、これ以上何も言うことはないので。

今村長の言う最後の言葉の中に、大変期待をしたいと思うのですが、それがなかったですよということではなくて、前向きにやっぱり駐車場をつくるという形の中で考えていただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見わかりましたし、駐車場を用意するという意味ではないので。

スペースをきちっと提示したいという意味です。

駐車場というので、何か整備して、雪はねもこちらでということまでという意味ではないので、それだけお間違いないをお願いします。

今、課長の方にちょっと聞きましたら、中札内団地ほど厳しいところは今ないという押し返えをしておりますけれども、ないとは言えませんので、もう一度、今、ちょうどいい時期ですので、団地内見てまわって、入っておられる方もいらっしゃるから。

そういったことの、どういうことになっているかということの実態については、調査させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） そういう前向きであればいいのですが。

できれば、新たにということも考えてもいいのだろうけども。

今年の予算の中でもう終わっているけれども。

中札内団地に関しては、用地がたくさんありますので。

それをうまく利用できる形の中の、空き地もなくなれば、またそれで利用度も変わると思うので。

何とか前向きな形の中で、できれば補正の中でできるぐらいであればいいけども、予算も終わったと思うのですが。

本当に前向きで調査して終わらして、何もなかったということではなくて、前向きで整備していただきたい。

それで、道路に止めてあるもの、注意ということになれば、自分で質問した人が注意されたいなことのだけども、そういうことではないので、何とか整備していただいて、安全な形と利用しやすい形の中で進めていただきたいといます。

そういうことでいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 前後してしまいますけど、そういう話をしないと、止めている妥当性の意見ばかり出て、ではないではないかというのではなくて、やはり順番として、整備とおっしゃっていますけど、それガタガタのままここで使えよという意味ではなくて、いわゆる駐車場のイメージではなくて、ある程度、置けるスペースというふうに捉えてください。

今ここで、整備をきちっとして、いわゆるアスファルトもかけて線が引いてあるような状況で用意するという意味では決してありません。

そのスペースは、冬利用できるのではないかと。

夏はほぼ困らないと思っているものですから、ここをあれしますからというそういう提供を申し上げて、そして道路の件も、こういう実態ではないでしょうかということ、順番にやっぱり話すべきというふうに思っておりますので、調査も含めて、そんな考え方であります。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 大体わかりました。

何とか前向きにしてほしいと思いますけども。

多分、どこの住宅もそうですけど、狭いから除雪ですよ。

その辺は、ある地区では、ある農家の人を頼みながら除雪している部分もあるのですが、その整理する中においても、やっぱり除雪のことも考えながら、やっぱりいろいろ考えていただきたいということで、お願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきます。

田村村長、答弁をお願いします。

○村長（田村光義君） 除雪は不公平になりますので、考えておりませんから。

あくまで、この場所を使ってくださいと。

そこを共同で、今おっしゃられたように、どなたかに頼むか、自分たちでそのスペースを確保するか。

ほかの団地は皆さんそうやって多分やっておりますので。

公共駐車場であれば、先ほどちょっと触れましたけど、やる場所があって、そこが結果、使われている方もいらっしゃらないとは言いませんけども、今回の、特に中札内団地のケースでは、そういうことを考えて、除雪まで考えておりませんので。

前向きと取られたらちょっと困るものですから、はっきり申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 除雪すれということではなくて、除雪するときの、やっぱりそれなりのスペースがないとできないですよということで、お願いします。

○議長（高橋和雄君） それのご意見としてお聞きしておきます。

よろしいですか。

それでは、北嶋議員の一般質問を終わりたいと思います。

次に黒田議員なのですけれども、休憩してから始めさせていただきたいなと思います。

5分まで休憩させていただきます。

11時5分から再開させていただきます。

休憩 午前10時50分
再開 午前11時05分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

それでは一般質問を続けさせていただきたいと思います。

3番黒田議員、お願いをいたします。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、事前に通告してありますオリンピック出場選手の顕彰記念コーナーの設置について、質問をいたします。

本村には、過去3回の冬季オリンピック大会に、石澤志穂さん、押切美沙紀さん、及川佑さんが参加しています。

平成18年には、イタリアのトリノ大会に及川さん。

平成22年には、カナダのバンクーバー大会に及川さんと石澤さん。

平成26年には、ロシアのソチ大会に石澤さんと押切さん、及川さんがそれぞれ出場いたしました。

以上申し上げた3人の選手は、日本の代表として出場し、それぞれ健闘され、私たち村民は拍手喝采を送ったところであります。

平成26年3月21日には、ソチオリンピック報告会の中で、栄誉を称えて石澤・押切両選手に本村初となる村民栄誉賞を村長から授与したところであります。

この快挙は、子どもたちも含め、多くの村民に感動を与え、私たちに大きな夢と活力を与えてくれました。

また、本村の知名度を大きく内外にアピールしていただいた功績は大きいといえます。

まことに郷土の誇りを実感させていただいたものと考えます。

その偉業を顕彰し、私たちの次の子どもたちに受け継いでもらうためにも、その偉業を村民の目に触れやすい場所に掲示し、いつでも見られるように配慮していただきたいと考えます。

村民の利用が多い文化創造センター内に顕彰記念コーナーなどを設置したらどうかなどの村民の意見も聞くところです。

その時期についても、平成28年度中に設置要望するものです。

村長の見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長、お願いをいたします。

○村長（田村光義君） 五輪出場選手の顕彰記念コーナーの設置についてですが、石澤志穂さん、押切美沙紀さんの偉業についてはご質問にありましておりであり、一昨年、条例を制定し、その功績を称え村民栄誉賞を贈りました。

ワールドカップも含めた世界大会に出場した中札内村出身の選手は、石澤志穂さん、押切美沙紀さんを含めて4人です。

顕彰記念コーナーの設置について、子どもたちにその偉業を伝えていくための手段として有効であると思います。

また、その場合においては、村民栄誉賞又は村民特別賞受賞者であることを要件とすることが妥当ではないかと考えるところであります。

今後、ご本人の承諾をいただくことができましたら、展示物の確保と製作を進めると同時に、設置場所について関係課等と協議したいと考えます。

ご質問の後段で、平成28年度中に設置を要望するとのことですが、当初予算に経費を計上しているものではありませんので、協議・調整が整った時点で考えたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 答弁をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

時間もちょうど12時までたっぷりございますので、お互い理解できるような恰好で話を進めていきたいというふうに思います。

この件については、いろいろな人から私どもの方に意見があったことで、昨年、平成27年9月に、それなりの、決算議会でしたけれども、かなりお話というか質問いたしました。

その結果、教育委員会の答弁としては、今まで検討したことはないということで終わりました。結果として、決算議会でもあるということで、ご意見ということで受け止めておくということで、今日まで来たのかなというふうに思っております。

その後、昨年の12月議会ですか。

同僚議員から、中身についてはメモリアルコーナーを設置してはと、こんなことで一般質問がありまして、私どもも隣の席で詳しく聞いておりました。

そのときに一定の方向が出されれば、再度私は、今回、質問出さないわけですが、そういう経過から、ちょっと今回、一般質問を出したことなのですが、それで、12月の同僚議員の質問に対して、教育長答弁として、メモリアルコーナーはスポーツだけでなく、文化含めていろいろな実績を調べて、形にする方が良いと思いますと。

深く考えてみますというこんな抽象的な形で終わったものですから。

私どもは、そんなに難しいことで、あれだこれだって考えなくても、実効性が、決断をすれば、単年度の中では十分できる一つの懸案であると。

こんなことから、確論として、一般質問をしていると。

こういうことでございます。

今、村長から答弁あった通り、形としては理解できるのですが、何点か、ちょっと聞かなければ理解できないところがあるものですから、話を詰めていきたいなというふうに思います。

それで、私もいろんなこと調べてきたのですが、まず、2015年に、村長、議長、新春対談ということで、広報誌の1ページ目ですか、大胆に村長、議長ということで出ていますよね。

昨年を振り返ってどうなのかということで、村長としては、昨年を振り返って思い起こすことは、何ととっても、ソチオリンピックに村に関係する3選手が出場したことだよと、こういうことで、その後、議長の談話も載っていますけれども、これらについても、後世に残していくべきだという恰好で大々的にこれ出ていますよね。

平成26年を振り返るということで、パブリックビューイングだとか、あるいは、ソチオリンピックの村民栄誉授賞式ですか、写真や何かも載っています、かなり2015年については、オリンピックにあけた年なのかなというふうに思っております。

そこで、答弁書の中を見ますと、村民栄誉賞であることを要件にすることが妥当ではないかということで、村民栄誉賞は皆さんおわかりの通り、石澤志保さんと押切美沙紀さんということの2名ですよね。

私がここで言いたいのは、ご両親が中札内におられます及川佑選手なのです。

あの方についても、今言ったこと。

あるいはまた、パブリックビューイングだとか、今申し上げたソチオリンピックの報告会、報告会の中では3人から、それぞれ3選手から色紙をいただきましたよね。

カナダのバンクーバー、あるいはロシアのソチに出場した、それぞれ日本代表選手の、全選手のサイン入り色紙2枚をいただいて、今、文化創造センターの中にも2枚、額縁に入った状態で置いていますけどね。

そんなことで、感謝の気持ちを含めて、3人の選手から、それぞれいただいたことなのです。

それで、ご両親もかなり前から中札内におられるということの関係もあって、そんな流れになっているのですが、及川さんの親も、後輩の、今中学生かな、その子どもや何かもずっと、年間通してスケートの指導もされていますよね。

そういう意味では、村民栄誉賞までいかないのだけでも、そういう方も入れた中で、何かこの、二人の選手とは同等にいかないかもしれないですけども、その横にでも、二人プラス一人が出たということを残しておくことが、私は一般的な考え方でないのかなというふうに思うのですが、その辺もこれ、考えておられる回答なのかちょっとわからないのですが、そこら辺の考え方について、お答えをいただきたいなというふうに、まずは思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ここで回答させていただいたのは、振り返って随分、27年9月、12月の話もございました。

私としても、やり取りを聞いている中で、今回いただきましたので、答弁していることで、ちょっと前の方はコメントもすべきでないというか、ここに至っています。

今質問いただいたのは、いわゆる及川さんの関係どうなのかということなのですけども、言っておられることを否定するわけでもありませんし、ご両親いらっしゃることももちろん知っていますし、及川さん自身も来られて、石澤さんと一緒に指導いただいたり、かわり持っているということも十分知っております。

ただ、申し上げたいのは、条例に基づく栄誉賞、やはりやったという一つの区切りというものは、今後のことも含めると、教育長とのやり取りの中に、いわゆる文化的なこともあるでしょうし、芸術的なというか。

いろんなこと考えられますよね。

世界的なそういった活躍が、今後される。

あるいは、当然、このスポーツの世界でも、今、子どもたちも随分、スケートも頑張っていて、また、続く方も出てくる。

こういうことをちょっと想像すると、やはりやる以上、どこかきちっと、後々もこういうことでやるのですよというものを、今回初めてなものですから、すべきだということで触れさせていただきました。

その抛り所とするのはやはり、村民栄誉賞、あるいは次につながる、今該当者いらっしゃいませんけども、そういったことを決めておくことが、この問題が出たときに、公にしておくべきでないかということで答弁させていただきました。

ちょっと個人的なので、あまりやり取り変かもしれませんが、お二方は、間違いなくうちの出身として、特に子どもたちへのということで言うと、やはり出身、属地というか、ことがやっぱり、非常にインパクトあるのだろうと。

小学生でいえば、この小学校で練習しましたよとか、どういった形で展示するかは別と

して、そういうことがあるとすれば、及川さんについても池田の方でもそれなりの、何と申すのでしょうか、激励なり活動に対する、今現役ですから、どうされるかとかということとは別として、たまたまお父さんは転居されてこちらに来られて、そういった協力をしていただいていることも知っていますけど、一つそこは区分すべきということは、将来もやはり、そういう方が、では転居して、そういう方またやるのかとか、いろんなことがちょっと想像では変ですけども、具体例があるかどうかはわかりませんが、そういうことから言えば、今ここで踏み出すときには、やはり、先ほど言ったように、何らかの村民の皆さんに、区分として荣誉賞を取られて、その功績、あるいは子どもたちのことを考えてということを引きつと申す形に私としては、今決定という意味ではありませんけども、考え方で答弁させていただいておりますので。

そこにどういう形が今、ご意見と一緒にイメージされていないのですが、そういう方法があるのかどうかは、ちょっと私もイメージできないものから。

展示物によって、その方を展示しているのではなくて、一緒に出られていた一人ですよみたいな展示の仕方も、ちょっとご意見聞いていて、そこはまだ、当然、言い方おかしいですけど、本人からの提供物やら、今活躍中の方もいますし、どういった形で載せるかということがちょっとイメージまだ全部できていないものから。

やるやらない別として、そういうご意見あったということでは留められますけども、今具体的にしますとかしませんとかっていう、どちらかという、今、しませんという答えをしておりますので、そういうふうには受け止めていただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 村長の話聞いていて、わかるんですね。

非常にわかるのですが、私の質問したように、そういう経過があるものから。

二人の選手だけでなく、及川さんもという3人の形ですべて流れてきて、親も協力してくれたりということで、そういう、今も及川選手も活躍しておりますけども、ぜひ、二人の選手については、コーナー設けて、何か選手のいただけるものについてはという、何かイメージとしてはわかるのですが、それと同様ということではなくて、例えば、ちょっと隣の方に、パネル的なものも、二人選手プラス一人ということで、こういう選手も、ご両親がいる及川選手もいたよというそんな形に残す方がいいのかなというような感じするんですね。

多くの村民は3人がオリンピックへ出たと思っておりますし、いろんな過去のあれを見ても、3選手が出たというそんな経過ですから。

村長の気持ちとして、一つの区切りとして、荣誉賞をもらった人のみをというそういうけじめは私もわからないわけではないのですが、多くの村民は、3選手というそういうことが思っていることが多いのだというふうに思いますので、ぜひ、ここで二人の選手と同じ扱いをしてくれということは、ちょっと、今の村長の話聞いていてわかるのですが、隣あたりに、パネルでも、及川選手のご両親がいる中で、同じオリンピック出たよというものがわかるようなことで残してもらえないのかなというそんな自分の意見もあるということで今申し上げているのですが。

その辺は検討していただく一つの中に加えてもらうというこんなことで、今日の段階では答弁をいただけないのかなということで、申し上げたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 差し上げたのは、2回出場の方もいますし、メダルというか入賞

されたり、いろんな基準でやっているところで、一般論として行かれたものと、気持ちがわからないということはありませんよということをお願いしたのですが、ちょっとやっぱり違う種類になってしまうのではないかと。

とっかかりは、ご両親がおられるということで、たまたまそういうことで、出られるときに、先ほど言いましたように、私もお会いしましたし、そういう壇上で。

そういうものと、いわゆる榮譽賞を受けて飾るものと、ちょっとやっぱりあまりにも整合性がちょっとどうなのかなというところを、私としても、飾った、例えば、細かいことはまた教育委員会とも打合せしますが、逆な言い方すれば、なぜ展示するのか。

特に、スピードのときだけ、しつこいようですが、また次の展示出たときに、その判断としては、前例になるとすれば、やっぱりちょっと違和感があって、きちっとスタートにはさせたい。

住民の方にも説明、黒田議員のところに、いいのではないかとという方も当然多くいらっしやると思いますけども、村として、継続的に出てきたら、そのコーナーだけでなく、やっていく妥当性として、そのときに、こういう方もいましたねということが、毎回整理するというのはちょっと違和感があって、スカッと答えできないのはそういうことがあるので。

検討しますと言うと、何か入れることの検討のふうに思われるとちょっと困るものから、しつこく言っていますし、先ほど言いましたように、工夫が何か、展示物ですから、その人を全面に出さなくても出す方法とか、そんな工夫も、上手に言えば、この人を展示したのでなくて、たまたま、そういう皆さんが激励したところに、説明として写っていてもいいとか、いろんなことが考えられるので、その程度にとどめてくれる方が、この場では私はいいいというふうにちょっと思っていますので。

検討して入れますとか入れませんとかって、どんどん来られますと、ちょっとやれませんかねとこうなりますので、その辺はお互いに、ご意見わかって、私が言っていることも、全部とは言いませんけどわかっておられて、黒田議員言っておられる皆さんの思いもわかっている部分もありますので、少しそこは、この場で言った言わないでやる案件ではないというふうにはちょっと思っているものですから、ちょっと同じような答弁で申しわけないのですが、そんなふうを考えます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 同じようなやり取りになるのですが、そこで、今まで言ったような経過から、では二人でいいですねということは、私の方からはちょっと了解はできないのですが、あくまでも、村長の気持ちもわかるわけで、今決めてしまうということではなくて、そんな道も、村民の中には思いがあるということで、何かの機会に、それらも併せて、こういうケースある、隣に少し、及川さんも出場したというものも掲げておくのも一つの方法だなという、ほかのいろいろ意見聞いた場合には、そんなこともあり得るのかなということが思いますので、その節はぜひ、そんなことで捉えていただきたいというふうに思います。

それと、答弁書の中にぼやっとしてあるのは、いわゆる設置場所ですよ。

これについても、事前通告してありまして、私どもとしては、いろんな意見があった中で、村民の利用が多い文化創造センター内という固定した形で言っているわけですが、

ぜひ、文化創造センターにということでもいいのかなというふうに思うのですが、私ども、

これスポーツのことだからというそんな人もいるのかなと思ってちょっと調べてきたのですが、言ってみれば、スポーツは文化であるというこんなことなのですね。

スポーツはいわゆる健康や体力の維持増進を促すものと同時に、私たちのコミュニケーションを生み出すものであると。

よって、スポーツは私たちの生活や楽しみや喜びを与え、より豊かなものにしてくれる営みだということからいって、スポーツは明らかに文化であると言えるという、そういう書物で書いてあるのが多いのです。

ですから、文化創造センターの中で捉えてくれるのかなというふうにちょっと期待していたのですが、教育委員会ですか、村長との事前通告してあるのだけでも、場所が決まらないということで、何かあるのかなというふうに、ちょっと思うのですが、そこら辺の関係については、どの辺まで煮詰めていただいたのか。

煮詰めてないとすれば、どのような考え方が持っているのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） スパッと答えがしていないのですが、第1候補であることはもちろん間違いありませんし、随分文化とスポーツの話もございましたけど、やはり子どもたちのそういう奨励、あるいは、一番出入り、スポーツで言えば交流の杜や体育館あるのですが、なかなかどうなのかなというのにはちょっとありますし、過去にはそういったオリンピックのバレーボールの方の展示を交流の杜でしたりもしていますけども、第1優先だということを思っています。文化創造センターがですね。

ただ、先ほどもちょっと触れましたけども、その方の了解を得て、展示物によっては、先ほどの絵の話と同じですけど、盗難やらいわゆるいたずらさせるだとか等々、やはり考えるべきことある場合があるなという想像をちょっとしているのです。

そういうことから言うと、ちょっと棚を置いて飾りますかとか、創造センターに仮にやるとすれば、イメージとしては囲いをもって、きちっとやるとすれば、それなりの、28年度の話もありましたけども、どこまで、どういうふうにして、そういったものをきちんと保存していくのか。

場所的には、先ほど絵の話もありましたけど、空いたスペースがないわけではないので、可能だというふうな認識は、今しているところですけども、その辺は、どういった展示物がいいのか、どういった形がいいのか、このぐらいの予算を必要と、防犯上も含めてするのか、少し預けていただいて、検討したいというのが本音です。

提案のことがもちろん入っておりますので、そういうことで捉えていただきたいと思います。

今ここで、こういう形でいうところまでは詰まっていないということで、申しわけないのですが、ちょっと指示しているのは、いろいろなスポーツでそういった展示をされているところ、見てきているところもあるのですが、いろんな経歴によって展示の仕方も違うものですから、道内であれば、すぐ行って見てこれるので、その辺の形の参考、展示物、展示の仕方、こういったものもちょっと検討してみたいなというふうに思っていますので、ご意見のところを含めて、少し検討の時間をいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 答弁の中で、場所について、先ほど申し上げた通り、未定という

ことになっていたものですから。

今村長の意見を聞くと、第1候補に文化創造センターということですから。

公に文化創造センターということで捉えさせてもらってもよろしいですね。

第1候補ということですから、ぜひ理解をしたいというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

それと、最後になるのですが、今も話ちょっと出ましたけども、当初予算に計上はしていないわけなのですが、協議、調整が整った時点で考えたいということですけども、今までの答弁を聞いていますと、必要性は私と同じようなご意見持っているということですから、そう2年3年置く問題でもないというふうに思いますので、平成28年度中に補正を計上する中で、実施をすると、こういう答弁いただけないものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） そのことよりも、まず、しなければならないのは、今のお二方の意向というのを何も確認しないままここでやっておりますので、まずそこスタートです。

それによって、展示させていただけるといったらいいのでしょうか。

そのことも決まらないまま28年ですっていう、お二方いらっしゃるので。

極端な言い方すれば、片方断られたらどうするかとか、そういうことも、せっかく栄誉賞として基準でやったときに、実効性がどうなのかということ、私は担保ないものから。

随分黒田議員、年度こだわりますけど、そういうものでないかなというふうに思っています。

28年を否定しているというふうには思わないでください。

そういうのを一つずつやって、どういう形がありますね、どういうものがあるのですねといったときに、それが可能であれば、やりますし、それがまだご理解いただけないで、もう少し時間くださいという。

なぜ言うかという、今活躍中の方もいらっしゃるものから。

どう捉えられて、どういう返事がいただけるのか。

正直ちょっとわからないところがあるのですよね。

そのことを否定はしないのだと思うのです。

そもそも嫌ですというところまでいかななくても、そういうことを少し時間いただければというふうに思います。

こちらサイドで判断して勝手にやるものであれば、私として、責任ある年度のことについても申し上げますけども、そういうふうにとっていただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私も細かく、その選手二人の人と、どういうもの提供してもらってどうのこうのということまでは全然接触していませんからわからないのですが、チラッと聞く中では、ぜひ、ありがたい話だなということですから、そういうものがあれば、提供する中でできることなのかなというふうに思うものから、あえて年度を強調したことですけども。

今の村長としては、そういうものが承諾があれば、28年度中に実施をしたいというふうに、私どもは捉えたのですが、ぜひ、そういう声、いろんな人が多いということを肝に銘じていただいて、お願いをしたいものだなというふうに思います。

あと2年も経ちますと、今度韓国で平昌ですか、オリンピックがまた始まるということですから、かなり過ぎ去る年度になってしまうことですね。

だから、そんなに2年も3年も置いてしまうような課題でもないので、この出たことに対して、ぜひ、やれることでもありますので、ぜひ、平成28年度ということで私ども期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいなということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいというふうに思います。

それでは、これで3番黒田議員の一般質問を終わりたいと思います。

通告の通り、6時から夜間議会ということで設置しておりますので、一般質問をここで休憩をいたしまして、晩の6時から夜間議会として、再度一般質問を続けさせていただきましますので、これで休憩とし、解散をしたいと思います。

6時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 6時00分

○議長（高橋和雄君） 6時になりましたので、夜間の部を開催させていただきたいと思っております。

一般質問の夜間の部として、6番男澤議員と2番森田議員の一般質問を行いたいと思っております。

最初に、5番男澤議員の一般質問をお願いしたいと思います。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは一般質問させていただきます。

未婚ひとり親にも寡婦（夫）控除のみなし適用について、お尋ねいたします。

近年、事実婚やシングルマザーなど、家族形態の多様化が進み、婚姻、家族のあり方に関する国民意識が大きく変化していると感じているところです。

シングルマザー・ファザーで子どもを養育している世帯の税法上の取扱いに違いがあることで発生する問題ではありますが、夫や妻と死別、あるいは、離婚後に単身で生活している人や、夫や妻の生死が不明な人などは、寡婦（夫）控除27万円から35万円の適用がありますが、さまざまな事情、理由で、未婚で子どもを養育している一人親家庭には、寡婦（夫）控除の適用がされないという税法上の定めがあり、そのことが問題だと考えます。

つまり、過去に戸籍上、法律的に結婚していたかどうか、婚姻歴があるか否かで寡婦（夫）控除の対象になるかどうかが決まるのです。

婚姻歴のない未婚の一人親は、寡婦（夫）控除が適用されないことから、所得税・住民税が高くなります。

その結果、保育園の保育料や、公営住宅の家賃等の算定に影響が出てきます。

どちらも同じ一人親家庭であることには変わらず、大変な中で、子どもを育てている現状があります。

自治体のなかには、実際にみなし寡婦（夫）控除の適用の実施自治体や、今後動き出す所もあります。

そこで、本村においても、婚姻歴のない一人親家庭に対する、みなし寡婦（夫）控除の適用を実施する考えはないでしょうか。

また、この問題は、国の税法上の問題であると考えことから、国に対して寡婦（夫）控除の適用拡大を押し進める要請をすべきと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 未婚ひとり親への寡婦（夫）控除のみなし適用についてですが、まず、村営住宅の家賃は、所得や困窮度により決定しており、非婚で子のある母又は父が寡婦控除の適用にならないことは、困窮度の判定で公平性を失っている状況にあると考えております。

国においても、未婚の母及び父が、公営住宅家賃算定にかかわる寡婦控除の適用に該当するよう、公営住宅法施行令が平成27年10月16日に公布され、今年10月1日に施行されることから、本村において国の施行令の改定に合わせ、みなし寡婦の適用について実施してまいります。

次に、本村の保育料は、従前より所得税法上の取扱いに準じて算定しており、平成27年4月からは世帯における住民税所得割の額に応じて保育料を負担いただいております。

現在は、ご質問のとおり住民税の寡婦（夫）控除適用の有無により、一人親世帯であっても婚姻歴の有無によって、保育料の負担額に差が生じているものと認識しております。

みなし寡婦（夫）を適用する上では、事実を確認するために対象者のプライバシーに立入る必要性も生じますので、その判定を如何に行うかなど、実施を前提に運用方法を検討してまいりたいと考えております。

なお、国における税法上の寡婦（夫）控除の適応拡大の動きは、今のところ見られませんが、国における「公営住宅法施行令の改正」や各自治体における「みなし適応」の動きを踏まえ、税制改正の政策提案として妥当な方法を、検討してまいります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 回答いただきました。

回答の中では、公営住宅家賃の算定については、国が法の施行がされる10月1日から控除の適用をして実施するということが示されたことは、前向きな答弁をいただきうれしく思っております。

次に、保育料の点ですが、未婚一人親にも寡婦控除の適用をしなければいけないという背景には、厚生労働省の調査によると、母子家庭の経済状況は大変厳しいものがあります。

母子家庭の母親の働いている割合は80.6%と高く、その平均収入は181万円であり、雇用形態も半分以上が非正規雇用となっています。

中でも、婚姻歴のない母子家庭の年収は、平均160万円しかなく、厳しい不安定な生活を余儀なくされている実態があります。

平成25年の6月に成立した子ども貧困対策の推進に関する法律では、生まれ育った環境によって、子どもの将来が左右されることがないように、国や地方自治体の責務で対策を行うことが義務付けられました。

このことを受けて、婚姻歴のない一人親世帯にも、寡婦控除の適用を実施している自治体が出てきています。

北海道では、札幌市をはじめ、士別市、函館市、千歳市、音更町、芽室町、広尾町、そして、来年度から帯広市が実施することが報じられています。

このほかにもあるかと思えますけれども、そういうようなことから、本村においても、早期に体制を整え実施していただきたいというように思います。

答弁の中に、実施を前提としてこれから検討していくということがありますがけれども、

実はこの実施の時期なのですが、本村の保育料の算定は、前年度の住民税により4月に4月から8月まで、今年度は9月に9月から3月までを算定することとなっていますので、そこで実施時期を明確に9月に、ちょうど算定の変わる9月に実施していただけないかということをお尋ねいたします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 再質問いただきました。

特に最初の質問で、数字的なことの質問が特に含まれていませんけれども、私どもとして、実際にどういうことが起きているかということによって算定をしました。

所得の話を、特に男澤議員からお話ありまして、そういうことだろうということは、もう容易に推測をしてお話ありまして、税法上の方はちょっと今質問に含まれていませんので申し上げませんが、それを保育料に当てはめてみますと、かなり、1万円を超える、階層によって違いますので、所得によって違いますので、ざっくり言うと1万円から2万円の範囲内ぐらいの想像する所得からすると、そんな差が出るということも実態としてわかりました。

したがって、答弁にあったように、我が村ですと何件あるのかちょっと調べてみなければわかりませんが、それほど、いわゆる金額的にも、軽減ですので、入らないという意味ですけども、とすれば、今こういった、先ほど言われた貧困対策も国で随分論じられていることからすれば、ぜひやっていきたいということで答弁させていただきました。

実施の時期の質問いただきました。

少しやはり、手法というのでしょうか、そこへ至るまでのことについて、先進があるとすれば、どういうふうにやっておられるかもやってみたいということが一つありますし、今まさに質問の中で言っておられた保育料、次の段階の決定は9月からということですので、件数が少なければ、どういった申請をして、前倒しもやぶさかではありませんし、遅くとも、この切り替えのときまでに、いわゆる保育料の算定の手続き上、動きがありますから、そのときに合せて、そういった処理をすべきというふうに思っておりますので、9月までには実施をしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 私が9月がちょうどその料金の改定時期だということに合せて実施していただけるような回答をいただきましたので、そのように実施していただければと思います。

このことはやはり、今村長が答弁されたように、この金額というか、負担している金額については、大きいものがあるということは新聞でも報道されてはいたけれども、帯広市が試算した181万円の人の収入に対する、年収180万円ですけれども、その人たちに対する保育料の差というのは、1万5,000円ぐらいあるというように報道されてはいたので、本村においても、そのような金額になるというように思いますので、ひと月でも早く、やはりこのことを実施してあげることによって、不公平感が解消できるのではないかと考えておりますので、ぜひ実施していただきたいというように思います。

それで次に、最後の方の国の要請ということなのですが、この婚姻歴のない一人親制度のことについては、国の制度の不備だというように私は考えていますので、この国の制度の改正がなるべく早く整理されるように私も願っていますので、村長としても、いろいろな機会を捉えて働きかけていただければなというように思っておりますので、その点についても一度ご答弁ください。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 前段については、そういう努力して、なるべく早くということをやっていきたいと思いますし、そもそもがこの税法改正されれば問題起きないわけで、根幹のところ、今、ご意見の通り、私もそう思います。

ただ、全体の税制の中で、私もそこまで勉強していませんから、どういう位置付けで残されているのかということなんかもやっぱり議論はあるのかなというふうな想像はつきませんが、いわゆる、我が村だけでなく、全国の話ですので、どういった形できっかけづくりがやるのがいいのかなというふうなこんなことをちょっと思いながらご質問見ていました。

個々の問題ですと、それぞれ頑張っ上げていくことを順番にやって、私の立場で言うと、例えば十勝の町村会で皆さんの賛同を得れば、北海道から全国的なあれだということで、全国町村会から然るべき、これですと財務省になるのでしょうか、持っていくかどうか、いろんな方法あるのですけども、ちょっとそれではなかなかどうなのかなというふうなことも考えると、年に1回ずつ、政党との懇談会というのも実はそれぞれ、全部ではありませんけども、持たれますので、十勝全部でするときもありますし、町村ごとするときもありますので、その辺の選択をしながら、こういうことが実態ですと。

制度擁護というよりも、実態をまず聞いていただいて、その反応を見てどういふことをするのがいいのかということにはちょっと考えてみたいですし、当然、先ほど言いましたように、全部の問題なので、取扱いの仕方は少し検討すべきかなと、こんなふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） とても前向きな答弁をいただいたので、本当に、冒頭に申したように、家族形態が、今、すごくいろいろな形があるので、やはり本村においても、みんながやっぱり住みやすい、住んでよかったと思えるような体制づくりが必要ではないかと思っておりますので、いろいろなそういう細かいところにも気配りをしていただいて、税制を進めていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思っております。

これで男澤議員の一般質問を終わりたいというふうに思います。

最後になりますが、2番森田議員の一般質問に移りたいと思っております。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ナイター議会ということで、皆さん大変お疲れのことだと思っておりますけれども、この一般質問最後を飾るということで、実のある政策論議できればいいなというふうに期待しております。

それでは、通告に従いまして、3項目について質問させていただきます。

まず一つ目の項目です。

田村村政の3期目最終年度に向けた政治姿勢についてです。

田村村長にとって3期目最終年度となる村政執行方針が示されました。

その中で述べられている通り、2016年度は地方創生が本格始動となり、地方自治体にとっての勝負の年といえます。

今定例会に上程された予算案は、一般会計では10年ぶりに40億円台に乗る規模となりましたが、中札内村に住みたいと選んでもらえる、地方創生に資する事業を意欲的に盛り込もうと努力したものと受け止めております。

さて、先に総務省から発表された国勢調査速報値によりますと、この調査の始まった大正9年以来、初めて日本の人口が減少に転じたことが明らかになりました。

人口が減少した市町村は全体で8割を超え、そのうち5%以上減少したところは半数にも及びます。

日本創生会議の示した消滅可能性都市の比率は49.8%であり、現実データとの近似に改めて驚愕の思いを抱いているところです。

そして、十勝管内に目を移すと、全19市町村中17町村が前回調査より人口を減らし、残念ながら本村も37人の減少を見たところです。

減った十勝の町村の中には、減少率が11%にも上る自治体もあり、消滅への危機感を改めて募らせたところが多いと想像されます。

一方、本村の人口減少率については、減ったとはいっても1%未満であり、1万人未満の管内自治体の中では最も低く抑えられました。

子育て支援や定住対策など、管内他自治体に先駆けて打ち出し、継続してきた独自政策が結実したものと評価するところです。

しかし、新聞報道を通して管内他団体の新年度事業を眺めてみますと、地方創生に向けたさまざまなアイデアにあふれています。

本村の特色であった中学生までの医療費無料化、保育料軽減といった子育て支援や奨励金などを助成する定住促進支援は他町村に並ばれ、追い越され、本村のセールスポイントが埋没する懸念すら生じています。

このような状況を鑑み、次の3点についてお伺いします。

公約取組みの進捗状況及び達成状況。

「主役たる村民のまちづくりの参加」をどのように進め、どのように予算編成に生かし、事業に反映したのか。

厳しい財政事情の中、地方創生に資する事業のうち中札内カラーを打ち出せたと自負する取組みは何か。

以上についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 1点目についてであります。私が3期目の村政執行の重責を担わせて頂いてから、2年と8か月が経過しました。

この間、私の政策理念である「住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい村づくり」を目指し、政治公約で掲げた5分野33項目の実現に向け、村政執行にあたってまいりました。

公約の33項目は、平成26年度に策定しました第6期中札内村まちづくり計画に盛り込み、緊急度や優先度、財源確保の見直しなどを勘案しながら、暮らしに直結する安全・安心な生活の質的向上を目指して、鋭意最善を尽くしてまいりました。

最重点課題である子育て支援策と定住化対策のうち、子育て支援策では「保育料の軽減・無料化」、「中学生までの医療費無料化」などを、定住促進対策では、宅地分譲などの住環境の創出や中札内スタイル住宅の普及に継続して取り組んでおります。

また、新たな取組みとして、健やかにみんなで支え合う福祉の村づくりの分野では、村内の買い物、通院など生活の足を確保する対策として、28年度からコミュニティバスの運行を始めるほか、保育環境の整備として、保育園の運営体制を見直し、体験を通じた「見守る保育」の確立や通園児の父親を対象とした「ファザーズクラブ」を立ち上げておりま

す。

産業の振興による地域経済の活性化の分野では、村民、事業所の小規模起業支援を行うため、26年度から新規起業に伴う設備、備品購入にかかわる助成を行っております。

また、道の駅の魅力向上では、この間ソフト、ハードの両面から新たな魅力づくりをまとめた「魅力向上プラン」に基づき、28年度は物産販売所の増改築と駐車場の拡張整備を行い、地場産品の充実や情報発信機能を強化することとしております。

子ども達が健やかに育つ環境づくりの分野では、健やかな心身を育む教育環境の整備を行うため、中札内中学校改修事業に取り組んできたほか、28年度は中札内村プールの建設、児童生徒の学習環境の向上を図るため、学校コンピュータの更新を行うこととしております。

また、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを進めるため、新たにコミュニティ・スクールの導入に取り組んでまいります。

さらに、生活の安全、安心づくりの分野では、美しい農村景観を守り育てる取り組みとして、25年度には景観まちづくり委員会を発足し、この間「景観づくり・なかさつないルール」をまとめ、新たに「日本で最も美しい村連合」への加盟を目指してまいります。

このような魅力向上を目指したまちづくりと堅調な農業や観光を中心とする地域経済に支えられ、村の人口は平成27年国勢調査の速報値では3,969人と、前回平成22年の国勢調査から37人の減少となりましたが、最小限の減少率に留めることができ、私の公約した5分野33項目を反映したまちづくり計画の取り組みによって、まちづくりの方向性に着実な歩みを感じられ、各施策の成果が表れているものと考えております。

財政運営は今後、地方交付税の削減など厳しい状況が予測されますが、今後も更に創意工夫を凝らし、まちづくりの総合的なバランスを考慮しながら、総合的な施策の推進に全力で取り組んでまいります。

2点目についてであります。まちづくり基本条例において、住民参加と情報共有は協働のまちづくりを進めるうえでの不可欠なものとしており、行政区長会議、村おこし懇談会、各種団体との意見交換などを行っております。

近年は、新年度予算編成時期に、村の方から各行政区に出向いて懇談会を開催し、懸案事項などの行政情報の提供と村政全般にかかわる意見交換を行っているほか、「ぶらり散歩」と称して、暮らしの現場に目を向け、村内のさまざまな場面でまちづくりを支える人々の生の声を聞くため、自ら足を運んでおります。

また、総合行政推進委員会では、政策評価にかかわる村民評価を行い、各事業に対して委員の皆様から意見をいただいているところであり、加えて個別事業の実施にあたっては、関係者の意見や要望の聞き取りを行っております。

このように多くの村民の方との意見交換を行うことで、村づくりに寄与する緊急性や優先度の高い要望事項については、予算編成過程で調整を行い予算に反映しているほか、事業内容や運用方法の見直しなどを行っております。

3点目についてであります。2月に策定しました中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、本村の個性を活かし、活力ある地域の振興と、住みやすいまちづくりを進めていくため、四つの基本目標を定め、人口減少と地域経済縮小に対応する事業を盛り込んでおり、地域が持続的に発展するうえで、全ての施策が不可欠な要素と考えております。

特に、これまでも子育て支援策や定住促進対策など人口減少対策に取り組む成果を上げてきたものは継続、拡充していくほか、今後は更に「中札内村のブランドイメージ」を高め、

住んでみたい村と選ばれるために、村の魅力を発信してまいります。

本村は、雄大な日高山脈の山並みや清流札内川、基盤の目に広がる農地など美しい自然や農村景観に恵まれた環境にあります。

総合戦略ではこうした村の魅力を発信する取り組みをステップアップさせるため、村観光協会事務局体制の充実を図り、「中札内村のブランドイメージ」を高めるため、地場産品を活用したフードイベントの開催や道の駅を中心とした魅力発信拠点の整備などを行うほか、まちなかにぎわいの創出のため、新たに若者世帯向けの村営住宅建設を行い、中心市街地の居住人口の増加を図る考えであります。

国の動向は地方創生事業の採択方針や財源確保の見通しも不安視される状況ではありますが、今後も限られた財源の中で、交通利便性に恵まれた地理的条件と魅力ある資源を最大限活用し、村外の方には「住んでみたい」と選ばれる、住んでいる方には「住んでよかった」と思われる村づくりを進めてまいります。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、一つひとつ確認させていただきたいと思います。

まず、公約の実施状況についてですけれども、5分野33項目ということで、先ほど答弁ございました。

平成28年度でこのすべて取組み終わるといような認識でよろしかったでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 残念ながら、やはり大きな突破できない問題も手を付けていて、答えまでいっていないものは正直あると思います。

ただ、全般的に何らかの形で手を付けながら、今年までに終わるものもあるでしょうし、長期に判断しなければならないのですが、その方向をできれば出していくべき取組みをしたいと、こういうふうには思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 財政状況等々、さまざまな制約ある中で公約の方、取組まれているというふうには受け止めております。

実際その成果は、今回の国税調査にも、減少率非常に少ないということで出ているというふうによく評価しているところです。

今、お話にあった中で、特に3期目の公約として、目玉となるような事業、住民の足の確保、コミュニティバスと運行ですね。

それと後、道の駅の魅力向上。

この2点についてなのですけれども、コミュニティバスについては今年、平成28年度の10月から運行開始。

そして、道の駅の魅力向上については、店舗の改修や駐車場の拡張ということで、これも実際、この二つの目玉事業なのですけれども、なかなかこの田村村長の3期目の中で、どのような形で実績が出るのか、非常に、恐らくわからないというか、結果出ない、なかなか難しいものだなというふうには受け止めております。

ただ、この目玉事業が、この3期目の最終年度に、ここまで実施がずれ込んだということをごどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 一つは、コミュニティバスについては、いろんな手順もあります。

その選択に至るまでに、国の方から助成金をいただきながら試験をやる等々、時間的

に要するものが一つあったということでご理解いただきたいと思ひますし、最終的には無料がいいだろうというこゝう結論で今やろうとしております。

それなりのやはりご意見も手順もあつたというふうに思ひておりますし、道の駅についても、それを言つてしまふと終つてしまふかもしれませんが、財政を横で見ながら、今、そういった制度もなかなか、正直言つて探しながら、いろんな検討をさせていただきます。

要望はまだあるし、議会の方でも検討いただいたり見ていただいて、まだあるのだろうというふうに思ひますけども、その中で、緊急度、勘案して、28年度やれるものということで、今、大きくは二つほど手を付けたいということですし、ああいった施設は常に動いているというのでしょうか、要望がまた、ソフトでも当然、wifiの話もちょっと出ましたり、そういうソフト面もいろいろ動くことですから、これで終わりということはないし、今回の検討の中でも、まだ当然やらなければいけないものがあるということですので、この任期の中で完結ということはなかなか、一つ立てて終わりというそういうものではないものですから、そんなふうに感ひますし、途中でもそういった、場合によっては国の動き等で、そういった利用ができるものがあれば、やることもやぶさかでないですし、新年度に向けてそういう準備をすることも可能かなというふうに思ひておりますので、熟度から言ひますと、そういった手続きのことだとか、財政のことだとかでいうと、必ずしも、完成したとか、終つたとかという状況でないということは十分認識しております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今、ご答弁いただいた通り、いろいろな制約あつた中で、優先度を勘案しながら取組まれているということで、熟度としてはまだまだ課題はあるということで、これからいろんな取組みが進められていくのだろうというふうに想像します。

そして、行政の仕事というのが、実は往々にして見受けられるのが、まずそのシステムをつくる。

これは本当に住民との合意形成等々、あと、法的な問題であつたり、クリアしなければいけない問題がかなりたくさんある中で進めるものですから、なかなか非常に、民間のようにスピーディーにというのはいかなひ面はあるのかなという、やむを得ない面はあるのかなというふうに思ひております。

ただ、やはりシステムをつくつたり、ハードをつくつたり、そこを何かゴール地点というか、どうしてもそこに一番の目的へ向かいがちなのではないかと。

やはり一番重要なのは、住民の福祉、公共の福祉に質するためには、その事業がどのように運用されて、どのように住民にとって利益があるのか。

そして、ブラッシュアップしていく。

そこがやっぱり仕事する上では非常に重要になるかというふうに考へております。

その上で、改めて、その公約の実施状況等、もう一度考へ、お聞かせいただければというふうに思ひております。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） そう変わるものではないのですが、先ほどちょっとご質問の中で、後ほどそれに似たような質問を、まちとしごと、地方創生等もちょっとやっぱり絡むものから、ちょっとそのお話しの方が、少しわかりやすくなるかなと思ひて、ちょっとそのお話をさせていただきますし、完成というのは、言い方、課題として取組むぞというの

が、公約で、いわゆる条件で終わるもの終わらないものがあるのは、これ当たり前のことかなということだと思いますし、特に先ほど、人口問題、あるいは、私も管内の予算、つぶさに中身がわかるわけではありませんけども、森田議員が質問されたように、おかげさまでと言ったらいいのですが、前分は、まさに地方創生を先駆けてやったという自負が、この効果ということも一つあります。

今、そういった機会に、他のところがうちよりも年齢を上げたり、あるいは、特に無料にしたり、これはそれぞれの町村の財源、あるいはどこに重点に配分をするのかということの選択ですから、公表すべきものではありませんが、管内の中でも、特に、今回は減りましたけども、前回では人口上げている。

ではどういうことをやっているのかということも大変関心が持たれて、その後、なられた方はそれを公約にされる方もいましたし、これはやむを得ないかなというふうに思っています。

もう一つは、では、前へ前へ行けばいいのかというこういう問題も内部検討、まちとしごとを基本的な検討にあたって、点検もしましたし、いろんな庁内の意見交換もしましたし、外の方の意見もいただきました。

その中でやはり、どうなのかなっていうのは正直、あまりいい言葉かどうか分かりませんが、何でもかんでもあおられて競争することが本当に、長い目で見たときに、町村のスタイルとしてどうなのかというのは横で疑問を持ちながら仕事をしてまいりました。

だからやらないという意味には取らないでください。

利用できるものは、当然として利用したいということの中で、当然、補正でもあげさせていただいたけども、ただ、ほかのところの財源の状況を見ますと、ひがみではないのですが、例え無くても、ちょっと過疎債の話をさせていただくと、従前は過疎債というのは、いわゆるハード的なものに付いていたのが、それがなかなか過疎を脱却できないということで、ソフトにも付いていまして、この新聞の中でも、そのことが、その財源を、町と仕事でつかないようなタイプは、そこへソフト事業も充当がされると、こういうようなこともあったりして、そこと本当に比べながらやるのがどうなのかなというこんな思いももう一つしていまして、今、私がやれるというか、この中で考えるべきは、そんな争いに加わるのはいかがなものかなと。

やはり、もう一ついくと、その後どうなるのかということも、あれが終わって、その後どうなるのかということも頭に置かなければいけないと。

そうするとやはり、財政的な力を温存しながら、経常的にかかるものは当然としてかかりますので、あまりそのことを長期に渡って財源をかけるようなものを選択することはいかがなものかなと。

先に走っていたために、どうしてもそういう考え方をしておいて、何度も言いますように、総合的にやっぱりバランスを見て、考えて、継続的な形で考えるべきということを中心にやりますので、先ほど言いましたように、ボンッとかければ終わるものも場合によってはあるのかもしれませんが、そんな公約と財政の状況、国の動きを参酌しながら、今やっておりますので、ちょっとご質問とピタリ合わないかもしれませんが、そういうような考え方でやっていることを申し上げたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 状況についてはわかりました。

それと、公約ももちろんそうなのですけれども、各地、施策の立案、施策を進めて上で

大切になってくるのが、村長も村政執行方針で挙げられていた通り、住民との協働という視点ですね。

住民の幅広い視点や住民ニーズをいかに吸い上げるか。

ここが大変重要になってくると思います。

田村村長、1期目の公約として制定されたまちづくり基本条例、こちらにも情報共有の推進と村民参加が不可欠だということで柱として掲げられております。

実は住民との協働、この一つの進め方の方法として今運用されているのが、まちづくり基本条例と同じ年にスタートしたパブリックコメント。

住民から意見をいただくというこの手法ですね。

こちらのパブリックコメントなのですけれども、平成19年からスタートして、これまで9年余り経っているわけですが、どの程度の、何件のパブリックコメントをかけた件数があって、村民の方から意見が何件寄せられて、実際に村民から寄せられた意見を計画に反映して変更した案件というのが何件あるのか。

こちらについて、ちょっと確認させていただけるでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） パブリックコメントについてご説明いたします。

パブリックコメントは、今森田議員おっしゃった通り、村民が意見を述べる機会を保障するためにつくったもので、19年の年度途中から行っております。

これまで、パブリックコメントをかけてきたものにつきましては、今現在までで40件の案件に対しまして、10件に対して意見がございました。

その意見等については、どのように反映したかということですが、最近の事例で申しますと、直近で、村子ども読書活動推進計画の第2次計画がございまして。

この案件について、1件の意見が出てきました。

その意見に対しましては、この計画に対して提出された意見に対して、そのようなことだということで、意見を認めるような形で計画案を追記及び修正しております。

そして、その前に出て提案いたしました中札内村教育大綱につきましても、1件の意見がございまして、それにつきましては、提出された意見については、現在の教育大綱なので、意見は教育大綱に対して具体的な掲げる目標が必要でないかという意見だったのですが、考え方といたしまして、大綱では具体的な目標を掲げない、基本構想的なものであることで修正なしという形で進めております。

40件のうち、意見が出てきたのは10件ですので、うちの村のパブリックコメントの反応としては、多くはない状況でございます。

変更あったのは、直近は申しましたけれども、当初のパブリックコメントの要項についても、当然パブリックかけているのですが、施行期日や何かの時期について、ある程度住民に周知期間が必要でないかということで、それを延ばした経過があります。

それは意見の通り修正してきております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいま説明ありました。

40件パブリックコメントにかけて、10件村民の皆さんから意見が寄せられて、2件ほど実際にその意見を反映して計画を修正した。

この状況、数字聞いて、村長どのような印象を持たれるでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 手法としてこういうことなのですけども、なかなか、最近は少しずつ意見も多くなっていますけども、なかなか村民の方の近くに、それぞれ福祉であったり教育であったり、いろんなものですから、そのときどきの関心なのでしょうけども、正直もう少し関心を持っていただければいいようなことは、工夫が必要だなというのを感じながら、パブリックかけるときに、できるだけ内部的に言うのは、期間の決められて仕上げなければならないものもありますけども、できるだけ早く、そういった修正の検討も含めてやれるように、早く仕上げたいということは、ここ近年、特に指示しながら、できるだけ多くの方の意見をいただきたいということで、決してこの状況がいいというふうには思っておりませんので、お答えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 実は中札内村だけがパブリックコメント、少ない状況ではないのですね。

私も十勝管内のパブリックコメント見てみましたけれども、本当に非常に少ない。

寄せられている意見自体も非常に少ないのですね。

なので、中札内村が実は特に低いというふうに、私は実は受け止めていません。

ただ、この中札内のまちづくり基本条例をつくって、住民との協働というのを全力で取り組むというふうに名言している以上、ではこのままでいいのか。

ただいま村長、ご答弁いただいたように、やはり工夫が必要だと。

私も実は、パブリックコメント、何回か意見出させていただいたけれども、やってみて思うのは、計画、そのまま大体ポンっとPDFファイルでデータとして載っているのですね。

これはほかの町村も同じです。

あれを一般の住民の方が見て、それを、本当に大量の文書の量です。

あれを見て意見を述べるというのは、正直相当に大変なことだと。

当然、意見が出ないのは、ある意味当たり前。

これはほかの町村も同じやり方しているのですね。

なので、意見が出ないのこれ当たり前なのです。

先ほど、村長、本当に工夫が必要だというふうにおっしゃっていただけたのは、本当に大変私としてもありがたい答弁だったと思います。

なので、もしこれからのパブリックコメントをより良いものにするのであれば、やはりその計画が、主旨は説明してあるのですけれども、例えば、変更があった場合、どういうところで変更があったのか。

どういったところで村民の方の意見をほしいのか。

そういったものをわかりやすくやはり、原案とは別に、やはり住民の方々、村民の方々にわかるように情報提供する。

そのことが非常に重要なのではないかなというふうに考えております。

実際に、まちづくり基本条例の第6条、村はまちづくりに関する情報は、村民の財産という認識に立ち、積極的かつわかりやすく村民に提供しますというふうにあります。

なので、このパブリックコメントのやはり手法ですね。

やはりきちんと見直ししていくべきだというふうに考えますが、改めてそちらについてのご意見、ご見解伺えますか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見の通りだというふうに思いますし、その工夫も、なかなかちょっと、今言っていたところ、ではどういう作業でどういうふうに行けるのかというのは、先ほど言いましたように、それぞれの分野あるものですから、少し研究はさせていただきますというふうに思います。

ただ、特に今回、村おこし懇談会でも、先ほどから出ていますまちとしごとの概要版ということで、集まっていた方そう多くないものですから、どこまで浸透したかということありますけども、そういったもので、触りといいたまいますか、概要をお話して、その後、こういうふうにかけているので、関心のある部分については、ぜひ開いていただいご意見くださいというようなやり方も一つかなと思って、今回、初めてだと思いますけども、そういう取組み、いわゆる概要版のつくる時間やら、周知する時間があれば、そういう方法で、まず関心、目を向いてもらうというようなことも、今回やってみて、一つだなということをおもっていますし、他の町村では、先駆けてやっておられるところも、場合によっては探してみたいなというこんな思いもありますので、少し研究をさせていただいて、今おっしゃられるように、共有して初めて意見をいただけることもあるし、ちょっと戻りますけども、先ほど、あまり集まっていられないという話も含めて、やっぱり来ていただかないと、そういう機会がなかなか、いわゆる情報だけぶら下げていけばいいということとのギャップを、条例つくって言うのもおかしいのですが、なかなかその熟度が高まっていないということも現実あるものですから。

従来の待っていてやる方式ではだめで、ここ2年間やっているということもそういうことを鑑みてやっていることなものですから、少しそういう努力と併せて、やるべきかなというふうな、こんな感想をご意見聞いて思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいま、それは本当に、住民の声に積極的に耳を傾けるという姿勢、そういった姿勢があるということで認識できたので、非常にそちらの方は高く評価したいと思います。

ただ、実は、そうは言いながらも、実は私、いろいろな点で物足りなく、住民の声に耳を傾けるという点では物足りなく感じている面がございます。

その一つが、村議会議員のこういった一般質問、質疑も実は村民の代弁者として、声の一つなわけでありませう。

実は今回、平成28年度の新年度予算等いろいろ見てみますと、少しちょっと残念に感じたことがございました。

平成26年の12月、一般質問です。

このとき、黒田議員が、実はピロリ菌の検査制度の創設について質問されたわけですね。

そのとき、答弁なのですが、医師による適切な判断により実施されるべきである。

また、ほかには、ピロリ菌除菌には、要するに健康な人がピロリ菌を除菌することによる副作用の心配もあるというような答弁で、その提案は実現はしなかったわけですね。

そのときどきの状況で、村議会議員の提案がすぐ政策に反映されるものではないということも十分認識しているのですが、実はその翌年、平成27年ですね、道内のさまざまな市町村でピロリ菌の検査というのを実施して、政策としてやっている自治体ございます。

今回、平成28年度、帯広市、報道等多分ご存じだと思います。

中学3年生ですか、対象にしたピロリ菌検査、やるということで、実は、これ読んだと

きに、その26年の12月の答弁のときに、やらないというふうに決めてしまった。

できないというふうに一生懸命理由を探していた。

そんなように受け止められるやり取り。

そこで、ピロリ菌検査、そのときできなくても、何か今後の活用できる施策になるのではないか。

そういった気持ちで、村民の声、議員の声を受け止めるべきだったのではないのでしょうか。

ピロリ菌検査も、一般的に大人がやるべきこと。

そういった認識ですけれども、中学3年生やるということで、これが視点を変えて切り口を変えれば、子育て支援策になるわけですね。

その点では非常に、実は私残念に思っております。

懸念されるのは、新しい取組みに対する積極性に乏しいと思われるような姿勢。

恐らく、執行側にしてみたら、いやそんなことはないというふうに思うかもしれませんが、やはり全体、私も村議会議員となつていろいろな政策提案させていただきましたけれども、非常に新しいことに対する、やや及び腰とも思えるようなそういった姿勢が、かなり気になっておりました。

村民の声、村議会議員の声、そこには何か学ぶものがあるのではないか。

何か示唆を含んでいるのではないか。

そのような姿勢で、執行側臨むことこそ、まさに住民の協働につながるのではないかというふうに思っております。

先ほどのピロリ菌検査の関係も含めて、住民の声に耳を傾けるという姿勢。

現状どのように執行側受け止めているか、ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ピロリ菌のやり取りをしようとは思っていませんので、そのことはちょっと省かせていただいて、先ほどから全体の話として、提案として良い提案をたくさんいただいて、そこで結論が出なくても、当然として、そういったものが絡む時期には、やれるものもありますし、忘れずに、時期が来てやるものも、私はあるというふうに思っています。

ただ、そこで、次の年度補正だということになると、やはりそれは一度整理をして出発していることからいうと、緊急度があれば別として、政策の場合はやはり、そういったことが必要だというふうに思います。

そのことが、見方として消極的だというふうにとられれば、これ以上何も申し上げるものは、案件案件一つひとつの話ではありませんので、それは致し方ないなというふうに思いますし、特に議会の場で言うていただく意見については、本当に個々の意見というよりも、広く支持されている皆さんやら、さらに応援いただく皆さんから、特に声をお聞きになっている立場、私ども同じですから、それは何がどうだという意味ではなくて、大変貴重だということは常に思っておりますし、ただ、逃げる意味ではないのですが、やはり選択というのはあるものですから、そのことを否定しないまでも、すぐ実施に結びつかないという執行側としての全体のバランスや何かやはりありますので、そこが少しご意見と違うふうには思いますけど、そういうふうにとられておられるとすれば、それは違いますとかというこの論議をする場ではないというふうに思いますので、その辺にしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） わかりました。

ぜひ、今日私がしている一般質問もそうなのですけども、ぜひ、これはそれはすべてやってほしいということではないのですね。

一つの提案です。

なので、そこにやはり何かヒントがあるのではないか。何かまちづくりに関するチャンスがあるのではないかということを、常に知恵を絞って取組んでいただきたいというふうに、そう思います。

それで、こちらの質問についてはもう少し続けさせてください。

実は、地方創生に絡む事業の関係です。

先ほど、いろいろな取組み、ご説明していただきました。

子育て支援政策や定住促進の拡充、継続、また、この中札内村の持つ素晴らしい自然景観を活かしたブランドイメージ向上等々いろいろあるわけですけども、実は、私非常に興味を持っている自治体が長野県にございまして、実は長野県の下條村という自治体です。

人口10万人の中核都市に隣接するという点で、中札内村と非常に似ている。

そして、人口も4,000人程度。

この自治体は、非常に手厚い子育て支援策、医療費無料化、今現在では高校生まで無料化しているそうですが、あと保育料の軽減、そして、集合住宅ですね、非常に家賃の安い集合住宅を独自に建設して、大変人口増加、特に子育て世帯の人口増加に成功したということで、こちら奇跡の村ということで随分騒がれたところですよ。

こちら、実は非常に、一度勉強に行きたいなというふうに思っているところで、実はこの下條村、今非常に厳しい状況になっているのだということを、ある方から教えていただきました。

調べてみましたところ、これ本当に中札内と非常に類似しているのですけれども、周りの町が、やはり定住策、それと子育て支援策、追いついてきたということなのですね。

そこで、人口の流入が非常に鈍化していると。

もちろん出生率についても鈍化している。

今回の国税調査、速報値によりますと、実は人口、前回4,000人いた人口が、3,856人に減っている。

これ非常に、もともと実はそこに学ぶべき、まちづくりについて学びたいと思ったのですけれども、ある意味で中札内村の、ややもすると暗い未来を映し出す鏡でもあるなというふうに、別の意味で非常に興味を持っております。

こちら、実は人口が減っているのは、いわゆる教育世代、10歳から19歳までの子ども、そしてその親たちが流れていっている。

この点は非常に中札内村としても、この下條村の現状をしっかりと分析して、やはり中札内村の定住策、子育て支援策、非常に充実しております。

ただ、それはほかの町に今追いつかれ、追い越されています。

それについては、村長先ほどの答弁で、そういった競争、ある意味どうかということ、それについても私実は理解しております。

であれば、新たなその施策、ではどういう施策をするのか。

まずは、私これまでの一般質問でも何度も言わせていただいておりますけれども、実は教育、やはり教育の充実。

中札内村については非常に教育の充実については、非常に積極的に取組まれているというふうに、私も思っております、大変心強いというふうに感じているところではあるのですけれども、この下條村の現状、今お話をさせていただいた現状を聞いた上で、本村、今後どういう取組みがやはり事業化ということ、今、なかなかすぐに、こういう政策がいいということとは言えないと思うのですけれども、どんなところで、この下條村の現状を我々の村づくりに活かしていくかというところを、印象で結構ですので、お話いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 新聞に出ていたかなというふうに、ちょっと違いますか。

合併と違いましたか、下條さん。

私も一字一句ではないですけど、ちょっと流し読みでそういう現状を聞きました。

言われたように、追っかけっこをやるとそういうことなのだろうというふうに思います。

今、ポイントのキーワードの一つとして教育ということで、ではそれを何やれるかということは、本当に一つの施策として、言い方おかしいですが、あまりかけなくても、工夫することでできるような分野に目を向けなければならないという本当にご意見だというふうに思います。

また、特に定住ということ考えると、やはり、それぞれの持っている地理的条件、あるいは、ちょっと触れませんでしたけど、この人口の減少の中では、それ以前で言えば、農協のいわゆる雇用、事業拡張、安定的な農業、そういったいろんなこと、あるいは、交流人口から中札内村を知っていただいて選んでいただく。

あるいは、アクセスとして高規格ができた。空港から近いとか。

これが何ポイントということではないのですけども、総合的なこととして、増えたり、減ってもそうでもないという、こういうことがあったのかなというふうに思います。

そんな中で、下條の誘致のあれも、低家賃で一時的にはやっておられたこともあれですし、先ほど言った子育ての扶助的な給付もやられて。

やはりそこに欠陥というか、どうなのかということ、やっぱり聞きたいところがありますし、長く定住していただくためには、そういった部分も大切ですし、いわゆる、うちに、言ってみると、建てていただいて、そこから雇用の場が不足しているとすれば、言っただくような仕向けが一番、距離的な条件考えて、実際に来ていただいた方の中には、近隣に勤めておられる方の割合も結構高いというふうに、こんなことを思うものから、そういう点検をしながら、どこを次の段階の、いわゆる村として、さらに、減るかもしれませんけど、できるだけ止めるだとか、そういう視点は、ちょっとこのまちとしごとの中は今までの延長上と、先ほど言ったような背景含めて、少し時間をスピードアップしてやっているところがあって、そこまで掘り下げているかどうかというのは、甚だちょっと申しわけないのですが、やっていないかなというふうに思っておりますので、今ご意見のようなことで言っていけるものをこれからやっぱりやるべき時期に来ているということは、先ほど言った総合的な先走りしましたから、ここからは、そこに行っていない目の付けどころということがあるかどうかも含めて、ちょっと、今これだということはちょっとなかなか難しいのですけども、有形無形のそういったものをやらないと、本当に大変な時期が来るのではないかという、こんな思いもしていますし、何回も繰り返になります、うちの一番の財源のいわゆる交付税が、今年は37%ぐらいでしょうか。

平均すると4割ぐらいがうちの財政の中で占めておりますから、安易にやれない、そう

いった、国にお金がない割には、言っていることとやっていることが違いますので、その中で、できるだけお金をかけないでやるのが一番、これからのヒントではないかなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 非常に今後、生産人口の減少等で、本当に、中札内だけではなくて、全国的に市町村が、財政状況ますます厳しくなることは予想されます。

本当に今、田村村長おっしゃったように、なるべくお金をかけずに、有効的な施策打っていく。

これが本当に非常にこれから重要になってくると思っております。

村政執行方針、農業・食・観光など中札内村を最大限に活かして、心豊かにいつまでも住み続けたい町をつくるため、知恵を出し、汗をかき、力を合せて全力で村政を推進していく所存。

そういうふうに村長おっしゃっている通り、本当にいろいろな人の、村民の意見、いろいろな提案に耳を傾けて、これは本当に特効薬何もないと思います。

人口減少社会の特効薬はないのですけれども、できる限り、本当に、役場庁舎の職員の方だけでは、当然知恵は限られていると思います。

いろんな多角的な視点を、村民の方々から頂戴して、ぜひとも有効なまちづくり、これからも持続的に発展できる村づくりに邁進していただきたいなというふうに思っております。

それでは、引き続き、2問目の質問に移りたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 今のはご意見としてお聞きしておきたいなというふうに思います。

1時間以上経過しましたので、20分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 7時08分

再開 午後 7時20分

○議長（高橋和雄君） まだ20分になりませんが、皆さんお揃いになりましたので、会議を続けたいと思います。

森田議員の一般質問を続けさせていただきます。

2問目からお願いします。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 思いがけず1問目でかなり時間が経ってしまったので、ちょっとスピードアップして進めていきたいというふうに思います。

2項目目は、これは仮称ですけれども、枝豆消費拡大条例の制定についてです。

中札内村を代表する農産物の一つである枝豆については、今年1月に生産部会が日本農業賞の大賞を受賞し、さらには新しい加工処理場の建設も決まるなど、ますますの販売量増加とブランド力の強化が期待されております。

中札内村農協の第2工場建設に絡む事業の総額40億円を投じる一大事業であり、大筋合意したTPPの今後の進展を含めて先行き不透明な農業情勢にある中、この事業の成否は本村農業の行方を大きく左右するものです。

そして、その成功は農業を基幹産業とする本村の未来に明るい光を差すものであることは論をまちません。

事業拡大に伴って27人の雇用が創出される予定であり、本村の創生戦略の上からも大変に意義の大きな取組みといえます。

以上の観点から、枝豆事業拡大の成功に向けて、本村としても可能な限りの支援をするべきと考えます。

その第一歩として、次の2点を基本的な理念とする（仮称）「枝豆消費拡大条例」の制定を提案いたします。

1、中札内の特産物である枝豆に誇りを持ち、その消費拡大に積極的に協力する意識を村内全体に広げる。

2、枝豆をはじめとした素晴らしい農畜産物をはぐくむ美しく豊かな本村の自然環境の保全意識と郷土愛を醸成する。

枝豆を起点とする中札内村繁栄の指針を明文化し、「枝豆の中札内」を広く世に発信することは、枝豆と本村の農産物、ひいては本村そのもののブランディング化につながり、公共の利益にかなう施策であると確信しますが、見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長、答弁をお願いいたします。

○村長（田村光義君） 枝豆消費拡大条例の制定についてであります。中札内村農業協同組合が取組んでいる枝豆事業については、農業六次化の見本とさえいわれ、農薬や化学肥料の低減による「安全・安心」の取組み、品質の良さなどから国内・外より高い評価を受け、農業の経営安定はもとより、村のイメージアップと雇用・定住の拡大などに大きく貢献するもので、私も感謝の念に堪えないところであります。

ご質問の村として支援すべき、第一歩の「枝豆消費拡大条例」の制定についてですが、全国には、特産品の普及啓発を図るために制定した条例が多くあります。

北海道においても中標津町の「牛乳消費拡大応援条例」、富良野市の「まずはふらのワインで乾杯条例」など、いずれも特産品の消費拡大と地域産業への理解を深め、地域の財産である農業、自然に感謝する心を育てるものと考えています。

農業を基幹産業とする村のこれまでの取組みでは、早くから「有機農業の村」を宣言し、村でつくられる生産物の「安心・安全」と美味しさが徐々に知られるようになり、「田舎どり」や「中札内たまご」など枝豆同様にすでに認知をいただいています。

また、中札内村のイメージアップ、知名度を上げている要素として、民間企業が運営する美術館や村民主体による花のまちづくり、北海道内初の絵画公募展「北の大地ビエンナーレ」、そして、それらを支えるランドデザインとしての景観形成の取組みによって「中札内村」というトータルでのブランドイメージが築き上げられてきたものと考えております。

議員ご提案の理念のひとつ「郷土愛の醸成」については、すでに同様の考えで「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」の前文に趣旨を表現しております。

枝豆事業については、日本農業賞の大賞を受賞し、中札内村のブランドイメージの発信力として、知名度向上に大きく寄与しているものと受け止めております。

今後も生産・加工を担う農協と連携し、村としても積極的にPRや販売などの支援に取り組んでまいります。枝豆は「中札内村」というブランドを確立する多くの手段の中の一つでもありますので、条例制定までは要しないものと考えております。

○議長（高橋和雄君） 答弁が終わりました。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいまの答弁で、枝豆は中札内村というブランドを確立する多

くの手段の中の一つというようなご答弁いただきました。

枝豆、現在の中札内村の農畜産物にとっても、フラッグシップと言える作物ではないかというふうに私考えております。

本当に多くの手段の一つなのでしょう。

先ほど村長答弁いただいたように、枝豆工場の拡大、枝豆事業の拡大について、雇用も創出される予定です。

本当に非常にこの枝豆事業の成功、中札内に持続的な発展に絶対に欠かせない事業です。

この失敗は絶対に許されないし、失敗すると私も考えてはおりません。

枝豆について、改めて、以前にも聞いたかもしれませんが、農畜産物における枝豆の立ち位置、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 立ち位置を何も否定はしておりません。

ただ、冷静に考えたときに、いわゆる農業全体として、基幹産業を考えたときに、ちょっと触れましたけども、今までの歴史の中でもそういった形で、条例とかそういうことでは宣言まではしていない中でも、いろんな方策が取られてきておりますし、生産高で見ますと、執行状況でも報告した通り、酪農畜産で半分以上を占めている。

また、この枝豆をよく基幹の農業の中で考えますと、いわゆる輪作体系の中の一つとして、言い方おかしいですけど、枝豆だけをつくっていくというような、こういうことではなくて、その中の一部で、間違いなく先頭で今、ブランド化に先頭でやっていただいていることは否定もしませんし、その通りだというふうに思いますが、条例ということになると、それはいろんな見方が出ますし、他のところのちょっと勉強させていただくと、例えば牛乳のところだと、全村牛乳、全部というのはちょっと極端ですけども、いわゆる農業の中でほぼ酪農が主体であるとか、ワインであれば市町村でつくっておられるワインであるとか、そういった形で、いわゆる精神的なことも含めた形ですけども、今、ご提案の条例ということになると、枝豆だけをピックアップして条例化というのは、いささかそういうことを考えても、難しいものがあるのではないかという判断で、こういう答えをさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ただいま生産高の中でのお話もありました。

おっしゃっているように、ある面では理解するところなのではすけれども、今回、農協の広報誌2月号、ご覧になりましたでしょうか。

これ、枝豆の事業部会で日本農業大賞を受賞したということ。

農産物加工処理施設工場ができたということで、合計6ページの特集組まれております。

これ、実は、この枝豆第2工場の増設を盛り込むために、こちら発行を遅らせてまで、その記事を盛り込んだ。

この記事を見て、私は本当にどれほど農業者が、農業者の代弁者ではないのですが、農協がこの事業にどれほどかけているか。

そして、村民の方々にどれほど応援してほしいか。

これひしひしと伝わってくる紙面だったのですね。

私、本当にこの紙面を読んで、心を揺さぶられました。

先ほどの答弁にありました通り、実はこういった特産物の消費拡大であったり、そういった応援する条例は、全国的にいろいろございます。

先ほど中標津の話がありました。牛乳拡大消費条例。

富良野であればワイン。

いわゆる乾杯条例ということで、全国に広がっております。

その多くが、実は議員提案という形で実現しているものです。

私も当初は、議員提案でこの条例、提案していただくことも考えたのですが、この広報誌読んで、これはやはり中札内村として、ぜひとも、中札内村全体として、中札内村が先頭に立って応援していく事業だと。

そのように考えております。

それで、あえて今回、議員提案という形ではなくて、村の方で制定する考えはないかというふうに一般質問させていただいたわけです。

この広報誌、読んで、村長、どのような感想を抱かれましたか。

心動かされませんでしたか。

いかがですか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 心動かされたかどうかという質問は非常に答えづらいですし、力を入れていることはもちろん知っておりますし、それ以前から、組合長との懇談、会話の中で、そういった事業に取り組むということで、ここでも触れられたT P P対策も含めて、大変大きな事業をやられることについては、承知をしながら読ませていただきました。

そのことでどうこうという感想は特にありませんけども、命運かけてやっておられることはひしひしと感じますし、それと条例というところの質問いただいていますから、そこはストーンと落ちませんねというお話をさせていただいていますので。

その取組みなり広報について、私がどうこうという、何というか、申し上げたり評価するべきものではちょっとないのかなと思いつつながら、ご意見というか質問聞いていましたので、そういうふうに捉えていただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今回の議会の村政執行状況報告でも、日本農業大賞の受賞、この枝豆事業部の大賞の受賞、大変誇らしいのですというふうにご報告されています。

枝豆事業の拡大、第2工場の建設、このT P Pの対策として大きく期待しているとも書いてあります。

そしてこの日本農業大賞の受賞については、役場庁舎に祝いの垂れ幕もかけて、祝福モードを演出しております。

この枝豆事業が本村にとってどれだけ重要なものかというのは、これは本当に、認識としては私も、執行者側の村長も同じ思いだと思うのですね。

実は、私、これ、本当に議員提案で条例提案をすることもできるので、それは別にして、一番求めたかったのは、村として、それではこの枝豆事業、どうやって具体的にP Rしていくつもりなのか。

これは8月に工場完成して稼働するわけです。

どのように応援するのか。

実はそういったその対案、必ずあるものだというふうには実は期待して、今回一般質問に臨んでおります。

この条例制定がということではないのですね。

ぜひとも、そういった考え、あると思いますので、考え聞かせていただけますか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 村として、全面は正直ここまで、組合長トップのセールスからここまで販売されて、その拡大ということで相談受けているものでもありませんし、村が独自で、横っちょでこういうPRをということではなくて、一般的な産品としてのPR、あるいは、以前では、農協さんがPRに出かけるときの旅費の一部の助成だとか、そういった形で、どちらかという、タイアップというよりも、どの辺ができるかというようなこんな姿勢だけでしたので、今突然に、ではどういうPRするのかということも、特に考えているものではありませんけども、村としてでき得る機会PRするのがまず基本だろうというふうに思いますし、そういったことで、話し合いの機会があって、村に求められるものがあるとすれば、検討もしたいと思いますが、こちらがどういった戦略、どういう販売、詳しいことまで、全国的な形になっていることはわかっていますけども、販売のところまで、こちらつぶさにわかっていることではありませんので、その辺についてはお聞きをしたり、意見交換しないとなかなかお答えを出すということにはならないと、こういうふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） この枝豆事業の拡大、第2工場の建設については、予算編成する前の段階から情報としては伝わっていたと思います。

私も聞いておりましたので。

それでありながら、これだけ枝豆事業の重要性を認識しながら、実は新年度予算、何もそれを応援する、村として応援するような事業が、今回方向受けていないわけですね。

これは本当にどうなのでしょう。

これは実際に村政執行状況報告でおっしゃっている話と、現実を取っている施策と、随分かち離しているのではないかというふうに思います。

枝豆の中札内村というのを、これは恐らくどこの、中札内知っている方だと誰でもわかるような話というか、枝豆の生産高がどうのこうのという話ではないですね。

六花亭、例えば企業で言えば六花亭、マルセイバターサンドですか、あれは本当にフラッグシップ商品ということで、ただ、商品全体の打ち上げとしてはどうかというと、枝豆と同じような状況かもしれません。

ただやはり、中札内村としてブランド戦略として、何を武器にしていくのか。

その意識がちょっと足りないのではないかなというふうに思うのですね。

実は千葉県流山市というのがございます。

ここは全国に先駆けて、マーケティング課というのをつくって、こちら、都心から一番近い森の町ということでブランドイメージをつくって、セールスプロモーション行いました。

シティセールス徹底して行いました。

当初、随分とマーケティング課をつくるということ、庁舎内では随分と批判を受けたそうです。反発があったやに聞いております。

ただ、現実的には、非常に30代の子育て世帯の流入人口がものすごく増えたということで、非常に注目されている町でもあります。

これからのやはり、行政運営には、やはりこのマーケティングの視点というのは、絶対に欠かせないものだというふうに考えております。

そのマーケティングをする上で、この枝豆を活かさないというのは、この中札内村の村

づくり、セールスプロモーションをする上であり得ないというふうに考えるのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ちょっとかみ合わなくて申しわけないのですが、一体としてこういう事業、農協がやっている事業ですから、村としてというのはどうしても側面的な応援で、ちょっと何もないかのように取られましたけど、工場のいわゆる建設にあたっては、いろんな細かい面の打合せもさせてはいただいた面はあります。

それはハード的なことで、そのときにも、戦略としてお持ちになって、展開をするというようなこんなこともあるとしたら、最初から一体で、そういった戦略を練りながら来ていることでないところに、勝手に戦略を組むというのはいかがなものかなというふうに思います。

それで、通り一遍の一般的な、いわゆる村でできる差し障りのない範囲のという意味でお答えをさせていただきました。

例えば、これが、今言われました、ちょっと流山どういうふうに行っているかわかりませんが、部署をつくって、別動隊で販売についてやるだとかというようなスタートをしていますが、当然、そのことだけがうちの産業課ということに、当然として皆さんから、やはりなるだろうということで、条例の話でしたから、その部門だけ取り上げてお話しされると、どうしてもそうなりますねということも私として感じて言っていることです。

例えば、ちょっと角度変えると、そういったものも含めて、例えば、農業振興条例的なこういう全体的な、T P P対策がある程度見えて、村独自で、枝豆も含めて、そういった振興対策をこういう形でやっというもうちょっと具体的なものになったときには、条例までいく可能性は、私としてはあるのではないかなという感じはしますが、今、では次何かといったときも、それも条例、次何かできたときも条例というような条例が本当に条例として、なじまないという意味ではないのですが、もう少し戦略等もひっくるめて、ないものを、そういった精神的なとか、消費拡大しよう的な、ほかのも見させていただきましたけども、どれほど実効性になるかということも、ちょっとストンと落ちない理由の一つではあるので。

今森田議員がおっしゃられていた戦略含めたことを何も否定しておりませんが、条例とするには少し、一部分にすぎないというようなこういう判断ということに、ちょっと今までの意見も聞いても変わらないところがありますので、ここは寄らないところかなというふうに、こんなふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 先ほどの流山市のマーケティングの話はそういった部署をつくれということではなくて、要するに、マーケティングの視点を活かした行政運営が今後求められるのではないかということをお願いしたかったわけです。

つまり、ブランディング、今、本村、美しい村連合に加盟するという事で動きやっております。

そこで、中札内村の景観、美しい景観説明するときはどう説明されるかというのと、これは当然、雄大な日高山脈、そして清流札内川、こういったことだと思っておりますね。

そして、中札内では農畜産物、説明するとき、何が有名ですか。枝豆です。

こういう説明になると思うのです。

そういうことが、マーケティングの視点、ブランディング化ではないかというふうに考

えております。

先ほどの第1問目の質問でもお話をさせていただきましたけれども、財政事情が厳しいのです。

なので、お金のかかる事業はできません。

であるから、中札内村として、この枝豆事業を中札内のブランド化につなげるための一つの方策として、この条例制定、非常にこれはもう、お金全くかかりません。

その気になれば今定例会でだって成立することも可能だと思いますよ。

要するに、村全体でこれを応援しているのだ。

村全体として枝豆、PRしていくのだという姿勢を明確に打ち出していく。

その一つの方法論として、この枝豆消費拡大条例というものを今回提案させていただきました。

ただ、対案も、実は期待していたのですけれども、今のところはないということ。

勝手に枝豆のPRをすることもできないというような話ありましたけれども、そんな及び腰でどうなのでしょう。

これからの地方創生自体、生き残りをかけた戦い進める上で、これはもう本当に、自ら積極的にどんどん進めるべきではないですか。

これ躊躇するような問題ではないと思います。

とにかくお金をかけずにPRできる。

それがどういう効果あるかわかりません。

でも、何もやらなければ、その効果があるのかどうかすらもわからない。

やらないということが一番やっぱり罪なのです。

その上で、もう一度、ご答弁いただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） やらないとは1回も言っておりません。

条例は別として。

ただ、そのことが条例に、村が提案してなじむかどうかの判断をさせてもらっているということですので。

何もしないとも言っていないし、いろいろまだ踏み込めないところがあることも実態として申し上げていて、そのことが村のイメージアップ、あるいは、販売戦略に結びついてほしいというのは同じ思いです。

ただ、方法論、森田議員は条例が一つの方法だということを、否定するものではありません。

ただ、条例を提案する上で、いろんな総合的な判断したときにいかなものかなという判断を申し上げているだけで。

ほぼ、手段の一つとして条例が挙げられているものですから、かみ合わないとは思ってご意見聞いていますから。

ではやらないのかということ、それがやらないからやらないということでは決してありませんし、ただ、踏み込みが少ないことは、申しわけありませんけど、販売戦略として、やられていることがつぶさに情報としてありませんので。

先ほどの、流山のマーケティングは、例えばという話で。

私の直感で思ったことなので、あれですけども、では、どのことができるのかということも、やはりこちらだけで判断、こちらの持ち分としてどういうことができるのか。

やはり相互に理解し合わないと、なかなか踏み込んで、突然私どもの方、行政だけが予算見ましたというこういうことでもない案件でないかなというふうに思うものですから、条例のことも、その施策として今回出ていないということも、そういうような考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） やらないということではないということでご答弁いただきました。

今後の取組み、積極的に、農業者、農協と連動して、枝豆を含めた中札内のブランド化、積極的に進めていただけるものと期待したいと思います。

これについては、なかなか折り合いつく点が見当たらないので、ここでこの質問については終わります。

次に、3項目目の質問に移らせていただきます。

広域連携の推進についてです。

子どもを産む世代の人口が既に確定し、人口再生産力の拡大には長い時間を要することから、今後数十年は日本全体の人口減少が継続するのは避けられません。

また、生産年齢人口の減少による税収減により、多くの地方自治体で財政運営が厳しさを増すことも予想されます。

特色あるまちづくりを目指すつもりが、少ないパイを奪い合う自治体間の体力消耗戦に終始しては明るい展望を見出せません。

人口減少下の限られた財源で、いかに地域に活力を与えるか。

大変難しい課題といえます。

経営学者により約20年前に提唱された概念に「コーペティション」という言葉があります。

「連携」を意味する「コーポレーション」と、「競争」を意味する「コンペティション」を組み合わせた造語です。

市場をつくり出すときには協力し、市場ができ上がってからは競争する。

そういう考えで、これは地方自治体間の関係にあってもこの概念は通用するとの研究報告もなされています。

業務の効率化という目的のみならず「稼げる地域」を目指す、ある意味で攻撃的な広域連携の推進です。

本村においても、更別村との指導主事の共同設置などの広域連携事業が進められているところですが、次のような視点で攻めの取組みを検討されてはいかがでしょうか。

見解を伺います。

一つ、ふるさと納税の広域連携。

南十勝による首都圏での合同PR、ふるさと納税の合同PR及び返礼品のセット提供。

一つの例として、中札内村と大樹町のそれぞれに同時納税した人へボリュームアップした海と山の幸のセット商品の用意など。

二つ目、観光における広域連携。

南十勝の道の駅間による相互の特産品販売及びPRコーナー設置。

南十勝版観光パンフレットの作成及び合同バスツアーの開催など。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 答弁をお願いします。

田村村長。

○村長（田村光義君） 広域連携の推進についてですが、1点目のふるさと納税の広域連携についてですが、ふるさと納税の本来の趣旨は、出身地や応援したい自治体に寄付をするものですが、豪華な返礼品などで自治体間競争が進んできています。

本村は、国の指導にもあるように、過度な返礼品競争には加わず、村で生産された安全・安心な農産物の提供と地域の魅力を伝える情報発信をメインに行ってきました。

広域連携による首都圏合同PRは、寄付者の約半数が首都圏在住者といわれており、より効果的な取組みとするため、十勝定住自立圏構想や企業立地活動のため首都圏キャンペーンなどを行っている十勝地域産業活性化協議会などの場に提案してみたいと考えております。

次に、返礼品のセット提供については、お互いの不足を補いより魅力を高めようとするものと考えますが、町村による考え方やふるさと納税の申し込みから返礼品発送の手法が異なっていることもあり、これまで圏域の活性化を図る目的で活動しております「南十勝夢街道推進協議会」の検討テーマとして提起してまいりたいと考えております。

2点目の観光における広域連携についてですが、南十勝の道の駅間における相互の特産品販売につきましては、それぞれの町村が「わがまちの道の駅」にお越しいただくための戦略として、販売している特産品もあると認識しております。

バスツアーは、過去に「南十勝を巡るバスツアー」をはじめ、南十勝が連携したバスツアーを開催していましたが、時間的な問題などから中止した経過があります。

また、南十勝版観光パンフレットは、南十勝夢街道プロジェクト推進協議会及び南十勝5町村観光協会の連携により平成24年度に作成し、25年度より活用しております。

ご提案いただきました広域連携につきましては、これまでの経緯もあることから、十勝観光連盟南部ブロック会議の担当者レベルでの具体的検討を提起してまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 答弁が終わりました。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ふるさと納税と観光の広域連携について、提案させていただきまして、ただいまの答弁、各種の広域的組織に話題提供というか、検討の訴状に載せたいということで、そういった取組みを進めるというようなそのご答弁、非常に前向きに受け止めていただいているということで、本当にありがたく思っております。

実はこれは、今回、特にまずふるさと納税についてなのですが、このふるさと納税の合同PRであったり、返礼品のセットであったりということ。

これはあくまでも返礼品競争に打ち勝つための実は提案ではなかったわけです。

この南十勝ということに焦点絞って今回提案させていただいたのですが、実は今回の答弁で期待していたキーワードが抜けている部分がありまして、今、村長も当然ご存じだと思うのですが、大樹町のロケット発射場、この誘致に向けて、非常に動きが活発化しております。

これ、2月23日に、構想研究会が、十勝49団体の参加する期成会になって、これから取組みが進められていくというふうになっております。

これは、そういった期成会が、十勝全体でやればいいのかということそうではないと思うのですね。

中札内村のこの道の駅、なにせ入り込みが70万人超す十勝一の入り込みを誇る観光施設です。

であれば、これは本当に、十勝全体の期成会任せではなくて、中札内村として、この情報発信能力、入り込み客数、これ活かしたPR、中札内も売り込む、一緒に大樹町も売り込む、そして、さらには南十勝全体も売り込むという戦略を、我が村が積極的に打ち出す責任があるのではないかというふうに考えているところです。

そういった意味でのこのふるさと納税のPR、いろいろ考え方も違うでしょうし、手法あると思うのですけれども、それほど難しいものだとはいっていないのですね。

本当にシステマ的にはそんなに難しい話でなくて、本当にこれがすぐ予算かけずに取り組める。

これどんな効果あるかわかりませんが、これもやっぱり、費用かけずに打ち出して、もしかすると何らかの効果が期待できる。

そういったアイデアではないかなというふうに思っているのですけれども、これはこれからのテーマとして、広域的にそちらにのせるということなのですから、もっと積極的にスピーディーに動いてもらいたいなというふうに思っているところです。

お考え聞かせていただけますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） その辺に視点が合ったというふうにはちょっと考えないで、答弁書きましたので、ちょっと。

確かに大変大きな動きを見せて、北海道の動きから、十勝も先ほど、ご質問の中にありましたように、期成会に衣変えて、特に南の地域として、今までも、実は南もそれなりの応分の、他と違う負担をしながら、この航空基地誘致については動きを見せているので、もう一つのくくりは、きちんと分かれているわけではありませんが、かかわりを持ってきておりますので、今そういうことも併せて、中札内がリーダーシップを取ってということでした。

ご意見、そうならばいいなということも含めて思いはありますけれども、例えば、それをキーワードとして道の駅で考えたときには、大樹町にも道の駅はありますし、いわゆる宇宙の方の展示をされているところもあるものですから、そのものを、では中札内にどれだけ、例えば、そういうものがなければ、PRもなかなかできないとすれば、どの辺で折り合いつくのかなというのは、話してみなければわからない話ですから。

機会を、全体の会議もあるようですけども、トップとしてどう思うかということも必要かなというふうに思いますので、公式ということではありませんけども、意見交換してみたい件だなということで、ご意見として受け止めさせていただきます。

その中のもう一つとしては、そういった連携の中のふるさと納税の返礼品の話がございました。

具体的な、例えばという話もいただきましたけども、この辺は、非常にやっぱり自分のところの産品を、提携しているところがないとは、調べると何かあるようなのですけども、では、今、言っていたところを想定、例えばしたら、どちらかというと、中のものと海のもの、ふるさと納税が今グーッと伸びているのは、海のもののように。

今まで、大きな市で取組まなかったところも取組んで、全体、額も上がったということはありますけど、そういった中で、では、うちの持っている産品とうまく連帯して相乗効果が出るものが何なのかということも、これ非常に、それぞれ想定の大樹町さんも、例えば、そういった加工品を、うちが持っているようなものを持っている場合もあります。

例えば、例出して申しわけないですけど、チーズも力入れてやっているとか、そうい

った同じ土俵になってお互いがないなというものが、どういうもの探れるのかも、これもちょっと大きな課題ではないかというふうに思います。

それなら自分のところ出すはというのが、このふるさと納税のいわゆる、地域地域で考えるのはその商品も拡大に結びついて、それぞれ、市内、村内でお金がまわるということも非常に大事なことなものですから。

ちょっと、そういった意味では、じゃないのかと言ったら、ほかのところも探したり、いろんな、特に南ということで提案あったものですから、ちょっとそんな気もします。

ただ、ゼロではないなというふうに、こんな思いもしますし、各種会議も、南のくくり、いろんな角度でありますので、場合によってはそういう話も、後の観光とも関係あるのですけども、特に町村長で集まる開発やら振興局も絡んだ中での全体の連携会議というのものもあるのですけども、帯広、幕別も入るのかな。

そういった地域の会議もあるものですから、次の問題も含めて、少し整理をして、例えばの話として挙げることも、少し整理して、可能だとか、そういう感触があれば、下の会議から挙がってくるようであれば、そういった会議でもやってみたいなと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 海の幸、山の幸、どういった折り合いがつくのかという話なのですけれども、これはもう本当に大樹町だけで、自分のふるさと納税、返礼品をPRする。

中札内村が中札内村だけのその特産品、返礼品をPRする。

これはそれぞれ別々にやるよりも、別々にやるのも当然あるのです。

そして、これは中札内大樹だけではなくて、更別大樹、広尾大樹、忠類大樹、もしかすると、南十勝以外の全十勝に広げてもいいのかもしれないですけれども、とにかく、大樹のロケット発射場の誘致が実現すると、大変な経済効果、流動人口の獲得につながる大事業、本当に十勝ドリームなわけですから、これは本当に、チャンス、何かPRにつながると思えるものは、あらゆることに挑戦していくべきだというふうに考えております。

今の村長の答弁、やらないという答弁ではなかったもので、これ、積極的にスピーディーに、どんどんリーダーシップ取って、提案していただきたいなというふうに思っております。

あと、この高規格道路、広尾までの延伸決まりました。

これは10年後ですけれども、豊似まで開通するのが。

そうなると観光客の流れも、非常にどうなるかわからない面もあります。

なので、せっかく観光協会、今回新たに体制強化するわけですから、その機能を活かして、存分に地域振興策に打ち込んでいただきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） それでは、特に観光の関係は、先ほどの会議でも、私は、道の要望等も絡めてという発言と、十勝全体の道東道の関係でも発言、何度もさせていただきました。

ただ、総論、まだこういうことという、やはり道路が付くことがきっかけで、みんながよいしょと立ち上がるような雰囲気ですし、それぞれ持っている観光のいわゆる要素が、見ていただく通り、うちはたまたま、民間も含めていろんな要素ありますけども、あるところないところ、海のところ、そういった施設にうまくできないだろうとか、いろいろまだばらつきもあるのですけども、こちらから、やはりそういうものもつくって提案して

いくべきではないだろうかということ再三申し上げておりますし、今、広尾まで、間もなく正式になると思いますけども、そういったことで見えるようになったら、そのときではなくて、今から準備するような提案も積極的にやっていきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） これで2番森田議員の一般質問を終わりたいと思います。

5人全員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。

明日12日から13日までは、議事日程の都合により休会とし、14日午前10時から本会議を開きたいと思っております。

このことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12日から13日までは休会とし、14日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散開をいたします。

散開 午後 7時59分